
第二部 各論

三 賃金

一 昭和二九年における賃金水準は全体として従来みられた騰勢に終止符をうち,実質賃金は微増ないし保合に転じ,賃金不払の増加と相まつて,労働経済の動きに一つの特徴を与えるにいたつた。一部産業では賃金が低下するという戦後最初の事態が生じ,また賃金構造においては,常用と日雇,高給者と低給者等の間の賃金格差の拡大が朗らかとなつた。

第二部 各論

三 賃金

(一) 賃金水準の動向

(1) 名目賃金

二 昭和二九年平均の常用労働者一人一ヵ月あたり現金給与総額は、毎月勤労統計の調査産業総数(注一)によると、二八年平均にくらべて六・九%の増加であつた。戦後における年々の増加率が、これまで二二～二三年頃のインフレ期はもちろんとして、その後においても二割あるいはそれ以上の増加であつたのに比較すると、二九年の名目賃金水準は著しく上昇の度が鈍化したものといえよう(第七三表参照)。

第73表 調査産業総数常用労働者 賃金指数(月間現金給与総額)の推移

第73表 調査産業総数常用労働者
賃金指数(月間現金給与総額)の推移

年	月	指 数 22年=100	対前年同期増加率 %
昭和22年	平均	100.0	—
	23年平均	274.1	174.1
	24年平均	460.9	68.1
	25年平均	556.7	20.8
	26年平均	701.1	25.9
	27年平均	845.6	20.6
	28年平均	980.7	16.0
	29年平均	1,048.4	6.9
昭和29年	1月	960.9	4.4
	2月	906.1	8.1
	3月	968.8	11.7
	4月	937.6	8.5
	5月	916.3	8.1
	6月	1,179.6	16.1
	7月	1,140.4	7.9
	8月	1,020.5	4.3
	9月	948.8	2.7
	10月	944.6	5.5
	11月	946.6	4.7
	12月	1,711.7	3.4
昭和30年	1月	998.2	3.9
	2月	938.8	3.6
	3月	987.7	2.0

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」

- (注) 1) 22年～24年は、旧毎月勤労統計調査結果を25年以降の調査に接続するよう修正したものである。
 2) 27年1月以降の指数は、27年1月分新旧調査の結果により調整したものである。
 3) 労働者とは、生産労働者と管理事務及び技術労働者の合計である。

(注一)毎月勤労統計の「調査産業総数」の平均賃金は鉱業、製造業、卸売及び小売業、金融及び保険業、不動産業並びに運輸通信及びその他の公益事業に属する常用労働者の平均であるが、この他に産業としては「建設業と一部のサービス業をもあわせて調査している(一部のサービス業に二九年四月から調査)」。いま建設業と、さらに右の算定に含まれなかつた各産業の臨時及び日雇労働者を含めた総労働者の平均賃金水準の変化を推定すると、二九年平均は二八年平均に対し約七%の増加となる。

三 さらにこれを年内各月の推移でみると、夏季、年末の臨降給与支給期を別とするとおおむね横ばいである。前年各月に対する増加率はどの月をみても縮小している。また、従来現金給与総額のうち「きまつて支給する給与」(注2)よりも年々大巾な増加を見せてきた「特別に支払われた給与」が本年はじめて増加率がにぶつたことが特徴であつた。

(注二)毎月勤労統計による「きまつて支給する給与」は労働者の行つた労働に対し、あるいは労働者の状態にしたがつて、労働契約、団体協約または事業所の就業規則等によつて予め定められている支給条件、算定方法によりて支給する給与であつて、超過勤務給をも含んでいる。「特別に支払われた給与」は右以外の一時的突発的理由によつて支給する給与で賞与、賃金引上げに伴う遡及払額、臨時手当等である。

四 このような賃金水準上昇の鈍化傾向をさらに明らかに示すのは、同じく調査産業総数の一人一ヵ月あたり「きまつて支給する給与」の年内の傾向である。すなわち、きまつて支給する給与は二八年においては年平均で前年より約一五%増加しており、年内においても年初の一三,〇〇〇円台から年末一五,〇〇〇円台へと上昇の趨勢をたどつたのに対し、二九年においては、下期にぞくわずかな上向を示したとはいえ、一五,〇〇〇円台に終始した(第三三図参照)。したがつて年末に近づく、水準の季節的増加が見られたけれど

も、前年各月に対する増加率は月がすすむとともに小さくなった。

また一時間あたり「きまつて支給する給与」についてみると、この間の労働時間の減少を反映して月額よりもやや高い増加率ではあったが、しかし年内はほとんど保合で終始した(第七四表参照)。

第74表 調査産業総数常用労働者「きまつて支給する給与」の推移

第 74 表 調査産業総数常用労働者「きまつて支給する給与」の推移

年 月	1 人 1 カ 月 当 り			1 人 1 時 間 当 り		
	給 与 額	指 数 26年=100	対前年同 期増加率	給 与 額	指 数 26年=100	対前年同 期増加率
	円		%	円		%
昭和25年平均	8,788	83.4	—	46.40	84.6	—
26年平均	10,537	100.0	19.9	54.82	100.0	18.1
27年平均	12,495	120.6	20.6	64.91	120.6	18.4
28年平均	14,358	138.5	14.9	73.86	137.2	13.8
29年平均	15,401	148.6	7.3	79.55	145.1	7.7
昭和28年 1月	13,569	130.9	14.0	75.09	139.5	13.8
2月	13,901	134.1	14.5	72.48	134.7	16.5
3月	13,967	134.8	14.6	73.20	136.0	15.9
4月	14,198	137.0	15.3	71.85	133.5	13.4
5月	14,061	135.7	14.0	73.46	136.5	11.9
6月	14,313	138.1	13.9	72.03	133.8	12.3
7月	14,250	137.5	13.4	72.67	135.0	12.8
8月	14,373	138.7	13.2	73.44	136.4	13.0
9月	14,597	140.8	13.6	74.06	137.6	13.6
10月	14,733	142.2	16.7	74.79	138.9	13.6
11月	14,973	144.5	19.5	76.51	142.1	14.7
12月	15,356	148.2	16.2	76.51	142.1	13.5
昭和29年 1月	15,160	146.3	11.7	82.17	152.7	9.4
2月	15,162	146.3	9.1	78.19	145.3	7.9
3月	15,246	147.1	9.2	78.79	146.4	7.6
4月	15,491	149.5	9.1	78.00	144.9	8.6
5月	15,235	147.0	8.3	80.87	150.2	10.1
6月	15,376	148.4	7.4	78.41	145.7	8.9
7月	15,335	148.0	7.6	78.28	145.4	7.7
8月	15,257	147.2	6.2	78.89	146.6	7.4
9月	15,437	149.0	5.8	79.37	147.5	7.2
10月	15,525	149.8	5.4	80.44	149.4	7.6
11月	15,708	151.6	4.9	80.89	150.3	5.7
12月	15,879	153.2	3.4	80.48	149.5	5.2
昭和30年 1月	15,734	151.8	3.8	86.69	161.1	5.5
2月	15,854	153.0	4.6	82.57	153.4	5.6
3月	15,778	152.2	3.5	83.09	154.4	5.5

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」

(注) 1) 1人1時間給与は1人1カ月当り給与を1人1カ月当り総実働時間数で除したものである。

2) 第73表(注2)を参照のこと。

五 なおこのような賃金の微増には、雇用面における労働異動率の減少を考慮すると、新規入職者等の低い賃金の労働者が少なくなったことも考えられ、この点からベース・アツプを伴わない平均賃金の自然的上昇が

第75表 事業所から申告された「きまつて支給する給与」の変動理由（賃）

期 間	定期昇給	給与改訂		人員構成の 変 化		生産、取引、 売上の変化		労働争議開始または終了による変化	
		増	減	増	減	増	減	増	減

1~3月	3.0	6.7	0.7	2.6	3.2	5.0	5.8	0.2	0.3
4~6月	2.5	4.1	0.4	4.3	4.5	6.5	6.5	0.3	0.2
7~9月	2.0	2.8	0.3	3.0	3.3	7.3	7.3	0.2	0.2
10~12月	2.0	2.6	0.2	2.8	2.5	9.9	4.8	0.1	0.1
計	2.4	4.1	0.4	3.2	3.4	7.2	6.2	0.2	0.2

1~3月	2.5	6.4	0.8	3.0	3.4	6.1	6.8	0.2	0.1
4~6月	2.9	4.0	0.4	4.5	4.8	7.8	7.8	0.1	0.2
7~9月	1.4	2.6	0.4	3.5	3.4	9.4	9.4	0.1	0.2
10~12月	1.8	2.6	0.2	3.3	2.5	13.0	6.0	0.1	0.1
計	2.2	3.9	0.5	3.0	3.5	7.8	7.5	0.1	0.2

(注) 1) 平均給与が3%以上前月にくらべて増減したとき、調査票にその理
つている(理由は予め定められた上記の何れかに記入することになつ
たものである。

2) 各欄の増減とは前月にくらべて1人あたり「きまつて支給する給与」を意味する。たとえば「生産・取引・売上の変化」の増とは、生産取引等が増えたこと、同じく減は生産取引等が減少したために賃金がへつたことを示す。

金変動のない事業所を含む全事業所=100)

~ 12 月) (單位 %)

動力原材料好 転又は悪化に よる変化		操短の開始又 は終了にもと づく変化		そ の 他	
増	減	増	減	増	減

0.4	0.6	1.7	2.7	0.5	0.5
0.5	0.5	2.3	2.0	0.7	0.6
0.3	0.4	1.8	2.1	0.7	0.5
0.3	0.4	1.5	1.2	0.8	0.5
0.4	0.5	1.9	2.0	0.6	0.5

業					
0.6	1.0	2.6	3.1	0.4	0.5
0.7	0.8	3.4	3.1	0.4	0.4
0.4	0.6	2.9	3.3	0.4	0.3
0.4	0.6	2.5	1.9	0.5	0.2
0.5	0.8	2.9	3.1	0.4	0.4

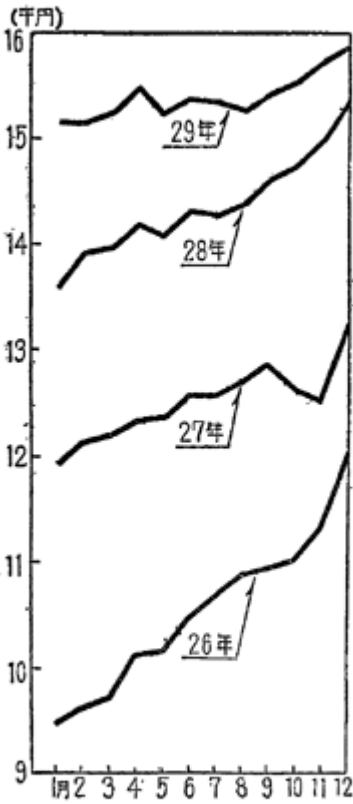
由を記入して調査票を提出することになっている)。上表はその結果をとりまとめ

が増加し、あるいは減少した事業所を意が増加したために賃金が前月よりもふえ示す。

(昭和29年1月～12月)

第33図 一人平均「きまつて支給する給与」の月別推移

第 33 図
1人平均
「きまつて支給する給与」の月別推移
(調査産業総数)



資料出所
労働省「毎月勤労統計全国調査」

六 昭和二九年内における事業所平均賃金の変動理由の内容を、毎月勤労統計の調査事業所から申告された事項(平均給与が前月よりも三%以上増減した場合調査県に記入することになっている)によつてたしかめると、上半期においては「定期昇給」、「給与改訂」による賃金増加理由もかなりあらわれていたが、反面「生産・取引・売上の変化による賃金の変化」では、その減少による賃金減の事業所がその増加による賃金増の事業、本所を上廻っている。しかるに下半期になると、定期昇給、給与改訂等による賃金増加理由も、「生産・取引・売上の減少」や「操短の開始」による賃金減少理由もともに漸減し、賃金水準の変動の中を縮小せしめるにいたつた(第七五表参照)。

七 これをさらに製造業について事業所規模別にみると、定期昇給による賃金増加は労働者五〇〇人以上の事業所に多く、三〇～九九人の規模では少ない。給与改訂による増加(賃金引上げ)も減少(賃金引下げ)も九人以下で多く、また「生産・取引・売上の変化」および「操短の開始または終了にもとづく変化」による賃金の増減にも同様の傾向がみられ、小規模事業所においては経営条件からくる賃金変動の振幅が大きいことを物語っている(第七六表参照)。

第76表 調査産業総数及び製造業における実質賃金指数の推移

第 76 表 製造業事業所規模別「きまつて支給する給与」の変動
理由 (賃金変動のない事業所を含む全事業所=100)

(昭和29年 1～12月)

(単位 %)

規 模	定 期 昇 給	給 与 改 訂		生産・取引・ 売 上 の 変 化		労働争議開始 または終了に よる変化		操短の開始ま たは終了にも とづく変化	
		増	減	増	減	増	減	増	減
500人 以上	3.8	3.1	0.3	3.7	4.4	0.5	0.9	1.2	1.7
100人 ～499人	2.7	4.1	0.3	8.0	6.2	2.2	0.2	2.3	2.4
30人～ 99人	1.8	4.0	0.5	9.7	8.1	0.1	0.1	3.2	3.3

資料出所 前表に同じ

第二部 各論

三 賃金

(一) 賃金水準の動向

(2) 実質賃金

八 名目賃金水準の僅かな増加も物価が保合ないし低落するときは実質賃金(賃金の購買力)の増加となる。戦後においては、インフレ期のはげしい物価高騰期においても、それを上回る名目賃金の増加によつて、実質賃金は漸次上昇をつづけていたのであるが、二九年においてはこのような傾向はみられず、実質賃金は前年とほぼ保合であつた。

すなわち調査産業総数の実質賃金指数は、消費者物価指数(全都市総合)が前年より六・四%増加したことによつてわずかに〇・四%の増加にとどまつており、年平均として戦後その増加率がもつとも低かつた二六年および二八年にくらべても、なおその停滞は著しいものがあつた(第七七表参照)。

第77表 製造業事業所規模別「きまつて支給する給与」の変動理由

第77表 調査産業総数及び製造業における実質賃金指数の推移
(昭和22年平均=100)

年 月	調 査 産 業 総 数		製 造 業	
	指 数	対前年同期 増 減 率	指 数	対前年同期 増 減 率
昭和22年平均	100.0	— %	100.0	— %
23年平均	149.8	49.8	151.5	51.5
24年平均	190.9	27.4	197.1	30.1
25年平均	247.5	29.6	257.0	30.4
26年平均	267.8	8.2	283.0	10.1
27年平均	307.6	14.9	317.4	12.2
28年平均	334.7	8.8	337.4	6.3
29年平均	336.2	0.4	337.7	0.1
昭和29年 1月	311.3	— 5.1	322.0	— 0.4
2月	291.5	— 1.1	305.6	1.3
3月	311.0	2.1	300.3	2.1
4月	299.9	— 0.5	301.3	— 0.6
5月	295.1	— 0.7	298.2	— 1.3
6月	377.7	7.2	364.4	1.2
7月	363.3	1.2	391.5	3.0
8月	324.8	— 1.2	323.1	— 0.6
9月	302.7	— 2.4	299.6	— 2.6
10月	298.6	2.2	297.5	0.7
11月	305.7	2.7	313.0	1.6
12月	555.9	2.2	537.7	— 1.0
昭和30年 1月	321.2	3.2	322.5	0.2
2月	301.4	3.4	307.8	0.7
3月	318.6	2.4	306.1	1.9

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」

(注) 名目賃金指数(税込)を総理府統計局「消費者物価指数」(全都市総合)で除して算出。

九 さらに年内の各月においても、月によつては前年同月を下廻る月がみられるにいたつたことは戦後の最初の現象であつた。ただし、名目賃金の増加が年末に近づくにつれてにぶつたけれども、消費者物価はその間保合ないし季節的な低落傾向があらわれたために、実質賃金は下半期においては総体として上半期よりもやや増加した。

一〇 なお戦前(昭和九-一一年平均)を一〇〇とした製造業生産労働者の実質賃金は二九年には一〇八となつた(第八〇表参照)。

第78表 消費者物価指数(全都市)及び名目賃金の対前年変動率

第78表 消費者物価指数（全都市）及び名目賃金の対前年変動率

年	消費者物価指数		名目賃金	
	総 合	食 料	調査産業総数	製 造 業
	%	%	%	%
昭和23年平均	+ 83.5	+ 67.1	+ 174.1	+ 177.2
24年平均	+ 31.9	+ 25.6	+ 68.1	+ 71.6
25年平均	- 9.3	- 10.5	+ 20.8	+ 21.5
26年平均	+ 16.4	+ 15.2	+ 25.9	+ 28.2
27年平均	+ 5.0	+ 3.8	+ 20.6	+ 17.7
28年平均	+ 6.6	+ 6.0	+ 16.0	+ 13.3
29年平均	+ 6.4	+ 8.2	+ 6.9	+ 6.4

資料出所 総理府統計局「消費者物価指数」
 名目賃金は労働省「毎月勤労統計全国調査」

第79表 食料賃金指数の推移

第79表 食料賃金指数の推移

(昭和26年=100)

年	食料物価指数	食料賃金指数			
		調査産業総数		製造業	
		指数	対前年増減率	指数	対前年増減率
昭和26年平均	100.0	100.0	-	100.0	-
27年平均	103.8	116.2	+ 16.4	113.4	+ 13.4
28年平均	110.0	127.2	+ 9.5	121.4	+ 7.1
29年平均	119.0	125.6	- 1.3	119.4	- 1.6

(注) 食料賃金は $\left(\frac{\text{名目賃金指数}}{\text{食料物価指数}} \right) \times 100$ である。

—— さらに消費者物価のうちの食料物価指数によつて食料賃金指数(食料に対する賃金の購買力)を算出すると、食料の物価は前年より八・二%上廻つたために調査産業総数では、二八年にくらべて一・三%の減少を示すにいたつた(第七八表及び第七九表参照)。

このことは食料品に対する家計支出の割合が多い低所得層にとつては、消費水準が伸びない一つの原因となつたのである。

—— 一方これらの賃金に含まれ、労働者の手取りとならない所得税、社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び失業保険の労働者負担額)は二九年九月において調査産業総数で一〇・五%を占め、僅かながら前年よりも割合が少く、したがつて平均賃金の実際の手取購買力はそれだけ増加した(第八一表参照)。

第80表 戦前基準賃金指数

第80表 戦前基準賃金指数 (製造業)
(生産労働者)

年	名目賃金指数	消費者物価指数 (東京総合)	実質賃金指数(税込)
昭和9～11年平均	1.0	1.0	100.0
22年平均	32.9	109.1	30.2
23年平均	91.9	189.1	48.6
24年平均	157.1	236.8	66.3
25年平均	187.9	220.0	85.4
26年平均	235.2	255.5	92.1
27年平均	272.2	266.2	102.3
28年平均	307.0	286.2	107.3
29年平均	325.8	301.8	108.0

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」

(注) 名目賃金指数の算出方法は労働統計調査月報第4巻第5号参照

第81表 調査産業総数及び製造業賃金からの法定控除額の推移

第81表 調査産業総数及び製造業賃金からの法定控除額の推移
(単位 %)

産 業	年 月	現金給与 総 額	控 除 額		
			計	所 得 税	社会保険料
調査産業 総 数	昭和25年10月	100.0	14.7	10.7	4.0
	27年8月	100.0	12.5	8.7	3.8
	28年9月	100.0	10.9	7.3	3.6
	29年9月	100.0	10.5	6.4	4.1
製 造 業	昭和25年10月	100.0	15.1	11.1	3.9
	27年8月	100.0	12.1	8.2	3.9
	28年9月	100.0	10.2	6.5	3.7
	29年9月	100.0	9.8	5.4	4.4

資料出所 労働省「給与構成調査」

(注) 1) 25年は官公営事業所を含み、27、28年は民営のみである。

2) 社会保険料は失業保険、健康保険および厚生年金保険の保険料の労働者負担分である。

3) いずれも常用労働者についての結果である。

第二部 各論

三 賃金

(一) 賃金水準の動向

(3) 賃金不払の推移

一三 昭和二九年における賃金不払は増加した。すなわち,労働基準局の把握した賃金不払の状況は昭和二五年上期のドツジライン末期をピークとしてその後減少の一途をたどつたが,二八年下期にいたつて一部産業に賃金不払が増加し,これがさらに二九年春以降に入つて緊縮政策の影響が滲透するとともに件数,金額とも増加し,あらたに発生した件数は二八年下半期月平均一,八五三件から二九年下半期には月平均二,四〇〇件となり,しかも年末に近づくにつれその件数は増加した。

一四 また未解決のまま残された件数,金額も同様の経過をたどり,二八年末には四億四千万円であつたのが,二九年三月八億円,五月一五億円となり一〇月には二〇億円(いずれも月末)を突破するにいたつた。この期間の賃金不払の対象となつた労働者は四月の九万人から七月には一六万人,さらに一〇月には一八万八千人と増加した。しかし一二月末には未解決のままで残つた金額は減少した。すなわち,年末に近づくると解決金額も年半ば頃の八億円前後が一〇億円をこえ,好転した(第八二表参照)。

第82表 賃金不払件数及び解決状況給与の対前年増加率

第 82 表 賃金不払件数及び解決状況

年 月	当月把握したもの		当月までに未解決のもの			
	件 数	当月中に増加した不払金額 百万円	件 数	金 額	件 数	金 額 百万円
昭和25年 1～ 6月平均	2,542	1,101	(6月末)	6,478	(6月末)	1,999
25年 7～12月平均	2,398	1,214	(12 //)	5,429	(12 //)	1,212
26年 1～ 6月平均	1,607	541	(6 //)	4,328	(6 //)	941
26年 7～12月平均	1,588	501	(12 //)	3,801	(12 //)	589
27年 1～ 6月平均	1,413	425	(6 //)	3,860	(6 //)	756
27年 7～12月平均	1,567	400	(12 //)	2,932	(12 //)	314
28年 1～ 6月平均	1,511	276	(6 //)	3,063	(6 //)	463
28年 7～12月平均	1,853	373	(12 //)	2,896	(12 //)	443
29年 1～ 6月平均	1,781	655	(6 //)	4,035	(6 //)	1,672
29年 7～12月平均	2,400	872	(12 //)	4,755	(12 //)	1,476
昭和 29 年 1 月	1,692	301	(月 末)	3,010	(月 末)	516
2 月	1,745	366	(//)	3,140	(//)	622
3 月	1,738	551	(//)	3,229	(//)	795
4 月	1,618	705	(//)	3,433	(//)	924
5 月	1,784	1,029	(//)	3,716	(//)	1,504
6 月	2,107	978	(//)	4,035	(//)	1,672
7 月	2,161	891	(//)	4,342	(//)	1,721
8 月	2,344	917	(//)	4,612	(//)	1,797
9 月	2,344	792	(//)	4,892	(//)	1,868
10 月	2,328	936	(//)	5,083	(//)	2,042
11 月	2,549	896	(//)	5,393	(//)	1,976
12 月	2,676	801	(//)	4,755	(//)	1,476
昭和 30 年 1 月	2,064	528	(月 末)	4,790	(月 末)	1,544
2 月	2,167	650	(//)	4,959	(//)	1,640
3 月	2,129	583	(//)	5,004	(//)	1,617

資料出所 労働省「賃金不払事件処理状況」

第二部 各論

三 賃金

(二) 産業別、規模別賃金の変動

(1) 産業別賃金の動き

一五 本年における賃金の一般的動向は緊縮政策によつて大きく規制された。これを産業別にみると、そのこうむつた影響は一様ではないが、二九年には従来みられたような産業別上昇率の大きな差はなくなり、その変動率の中も縮少した。そのみか年内の動きとしてみるならば、緊縮政策の浸透に伴い一部産業では平均賃金の低下さえみられるにいたつた。

一六 はじめに産業別の格差についてみてゆくと、全体としては産業別賃金上昇率には従来のような大きな巾はなかつたものの、それでも緊縮政策の影響の産業間における不均一性と違時性や産業に存する労使の力関係の差等の要因にもとづいて、格差の変動があらわれた。

一七 すなわち、毎月勤労統計の産業大分類でみると、現金給与総額では前年にくらべてもつとも増加の著るしかつたのは建設業の一二・四%で、その他はいずれの産業においても一〇%以下にとどまり、なかんずく鉱業においては、わずか二・三%と最低の増加率を示し、二八年の二、七年に対する上昇率が大部分の産業で一〇%を上廻つたことと比較して、本年の特色として注目にあたいます(第八三表参照)。

第83表 産業別1人平均現金

第 83 表 産業別 1 人平均現金

産 業 分 類 (大・中分類)	現金給与総額		きまつて支給する給与	
	28年/27年	29年/28年	28年/27年	29年/28年
調 査 産 業 総 数	% 16.0	% 6.9	% 14.9	% 7.3
鉱 業	13.0	2.3	14.4	3.7
製 造 業	13.4	6.4	12.6	6.9
食 料 品	10.5	11.1	8.5	9.8
煙 草	38.7	7.1	27.2	11.3
紡 織	10.7	6.1	9.8	8.7
衣 服 及 び 身 廻 品	13.3	6.2	12.0	6.5
木 材 及 び 木 製 品	16.6	8.9	14.7	9.2
家 具 及 び 装 備 品	11.3	11.3	9.8	11.7
紙 及 び 類 似 品	6.9	4.1	10.5	7.2
印 刷 ・ 出 版	14.0	7.2	11.8	7.7
化 学	14.3	9.8	12.8	9.6
石 油 及 び 石 炭 製 品	20.1	17.5	12.1	14.3
ゴ ム 製 品	16.8	3.5	11.6	3.5
皮 革 及 び 皮 草 製 品	16.9	4.7	13.7	5.6
ガ ラ ス 及 び 土 石 製 品	13.1	8.9	11.1	10.4
第 一 次 金 属	9.9	6.8	10.9	6.1
金 属 製 品	15.7	4.0	14.5	5.3
機 械	13.2	2.0	12.7	2.5
電 気 機 械 器 具	11.2	1.2	11.3	1.6
輸 送 用 機 械 器 具	14.9	4.8	12.9	5.0
精 密 機 器	12.7	4.7	14.5	5.8
そ の 他	9.3	12.0	13.4	9.9
卸 売 及 び 小 売 業	10.9	5.2	9.1	6.5
金 融 及 び 保 險 業	17.2	6.7	14.1	7.9
運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	23.2	9.7	21.5	9.4
運 輸 業	21.1	8.5	20.0	8.5
通 信 業	34.2	14.9	29.6	15.0
そ の 他 の 公 益 事 業	18.5	7.4	17.8	5.3
建 設 業	23.1	12.4	19.3	11.9

資料出所 労働省 「毎月勤労統計」

- (注) 1) 調査産業総数には建設業が含まれておらず、ここに掲記されてい
 2) 特掲産業とは製造業並びに運輸通信及びその他の公益事業の中で重

給与の対前年増加率

産業分類 (特掲産業)	現金給与総額		きまつて支給する給与	
	28年/27年	29年/28年	28年/27年	29年/28年
金 属 鉱 業	7.6	8.3	7.2	7.3
石 炭 鉱 業	14.5	0.6	16.2	2.7
製 糸	11.0	2.9	10.6	6.1
綿 及 び ス フ 紡 績	6.9	8.5	7.7	11.1
広 巾 綿 及 び ス フ 織 物	14.9	6.0	14.0	7.9
パ ル プ、紙 及 び 板 紙	6.7	5.4	10.8	8.7
硫 安	12.9	15.3	12.5	13.1
化 学 繊 維	16.2	12.1	10.5	12.5
医 薬 品	17.0	8.1	13.5	9.0
製 鉄、製 鋼 及 び 圧 延	11.1	7.8	12.2	6.7
織 維 機 械	18.4	1.4	17.6	1.3
発電・送電・配電及び産業用電気機械器具	13.4	0.3	13.3	1.0
通信機械器具及び関連機械器具	11.2	0.0	9.6	0.7
自 動 車 及 び 附 属 品	18.6	3.7	15.2	3.9
鋼 船 製 造 及 び 修 理	30.5	3.0	13.5	3.8
鉄 道 車 両 及 び 部 分 品	16.8	8.3	12.6	8.2
百 貨 店	5.4	1.6	6.8	2.6
銀 行 及 び 信 託 業	17.6	8.6	15.0	8.8
鉄 道 業	29.2	11.7	26.8	11.9
地 方 鉄 道 及 び 軌 道 業	24.7	8.6	23.6	8.9
道 路 旅 客 運 送 業	17.8	4.7	18.9	5.0
道 路 貨 物 運 送 業	5.8	4.8	7.0	5.4
貨 物 運 送 取 扱 業	10.5	7.1	13.4	7.0
郵 便 業	27.7	13.5	25.7	13.2
電 信 電 話 業	43.0	13.4	34.7	12.9
電 気 業	19.6	5.9	18.0	2.3

い不動産業が含まれる。

要な業種について特掲したものである。

つぎに定期給与においても上昇率は現金給与総額と全く同様の動きをみせ、建設業の一一・九%について、運輸通信及びその他の公益事業の九・四%がとくに高く、もつとも低いのはやはり鉱業の三・七%である。

比較的上昇の大きかった建設業、運輸通信及びその他の公益事業においては、その他の産業とは異り、「特別に支払われた給与」の上昇率が定期給与の上昇率をわずかながら上廻っている。

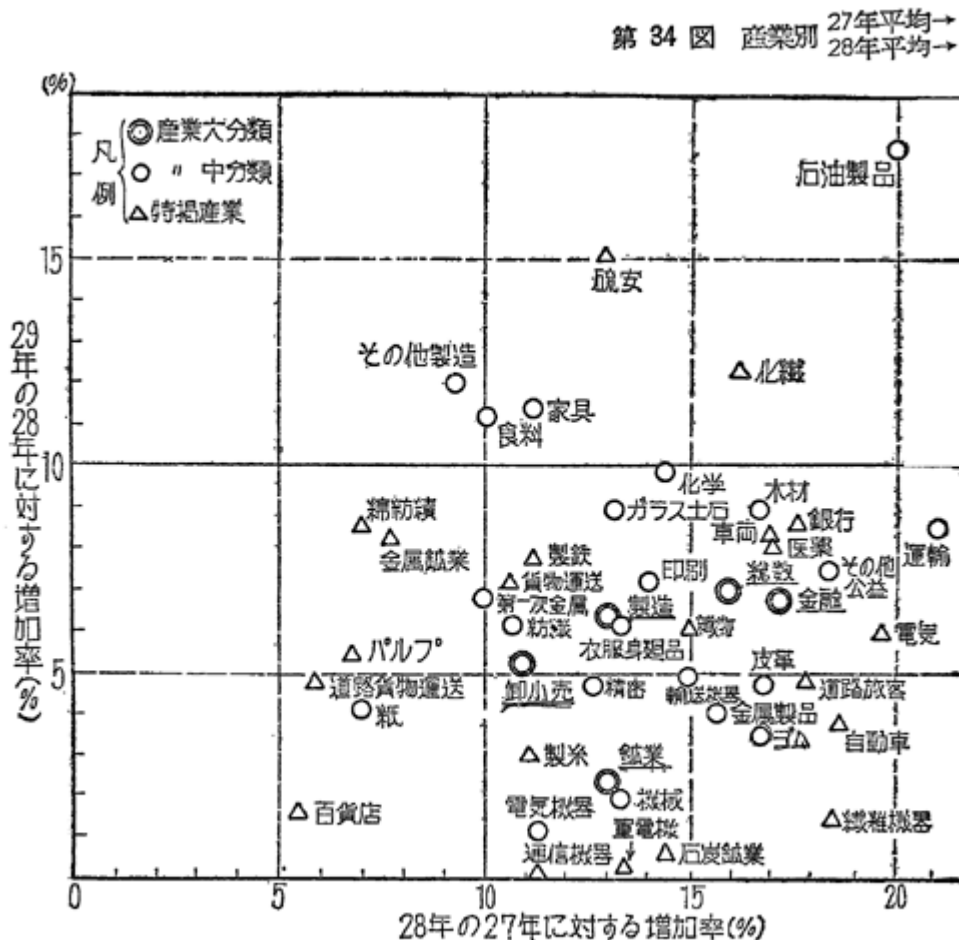
一八 これらの動きをさらに詳細にみるために内部の個々の産業について比較してみると、現金給与総額でも定期給与でも二八年にはほとんど全部の産業で一〇%以上の上昇をみせていたが、本年は、三〇%あるいは四〇%という大幅な上昇は全く姿を消し、一部好況産業および公益ないし官営事業をのぞいて、大部分の産業では、二八年と保合ないし一〇%に満たぬ上昇しかみられなかった。

一九 本年の対前年上昇率を二八年の対前年上昇率との関連においてみると、現金給与総額では二八年に二

〇%以上の高い上昇を示した通信業、運輸業などがやはりひきつづき高い上昇率を維持し、前年三〇%以上上昇したのに本年微増にとどまった鋼船製造業は、例外であつた。また化学繊維、硫安、その他の製造、家具及び装備品並びに食料品などは、二八年には上昇率は他の産業にくらべ相対的に高い方ではなかつたが、本年は一〇%以上で他より高い上昇をみせている(第三四図参照)。

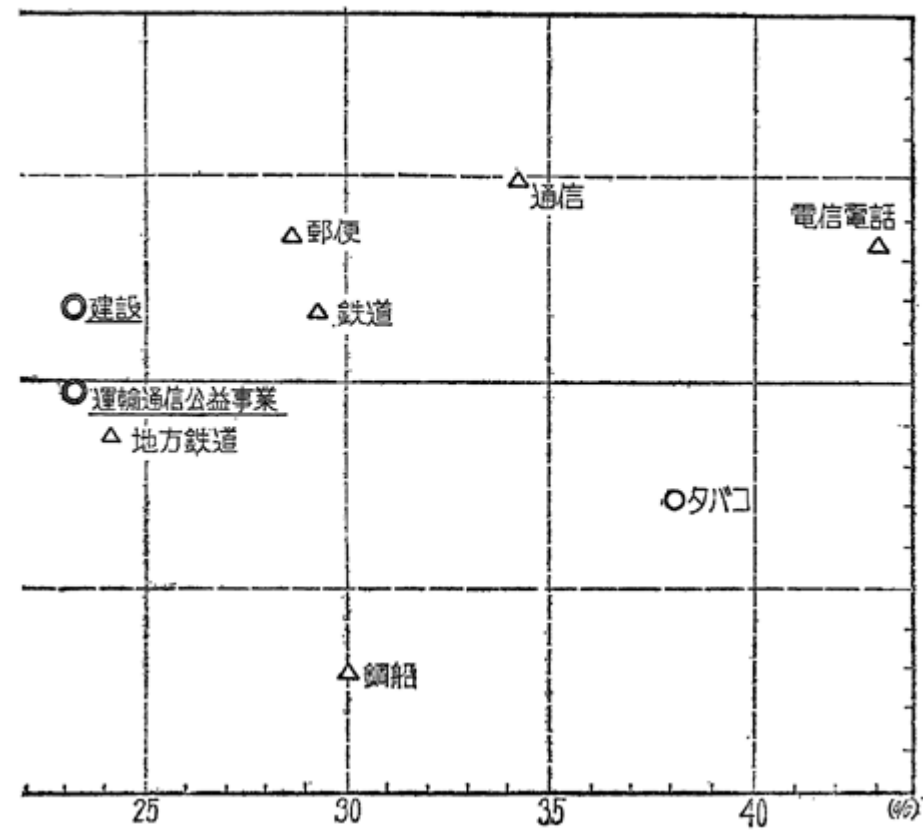
定期給与でみてもこの傾向はほぼ同様であるが、ガラス及び土石製品並びに綿紡等が二九年には相対的に高く上昇したことが目立っている(第三五図参照)。

第34図 産業別賃金の変化率(現金給与総額)



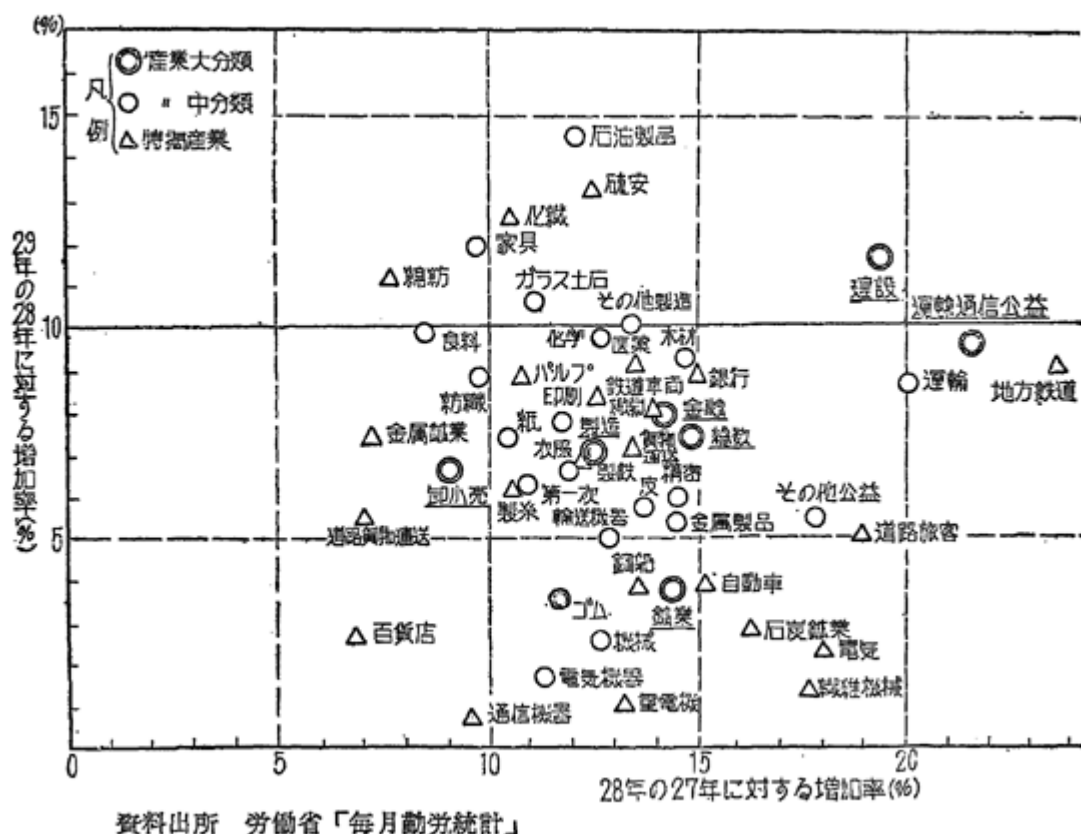
資料出所 労働省「毎月勤労統計」

28年平均
29年平均 賃金の変化率（現金給与総額）

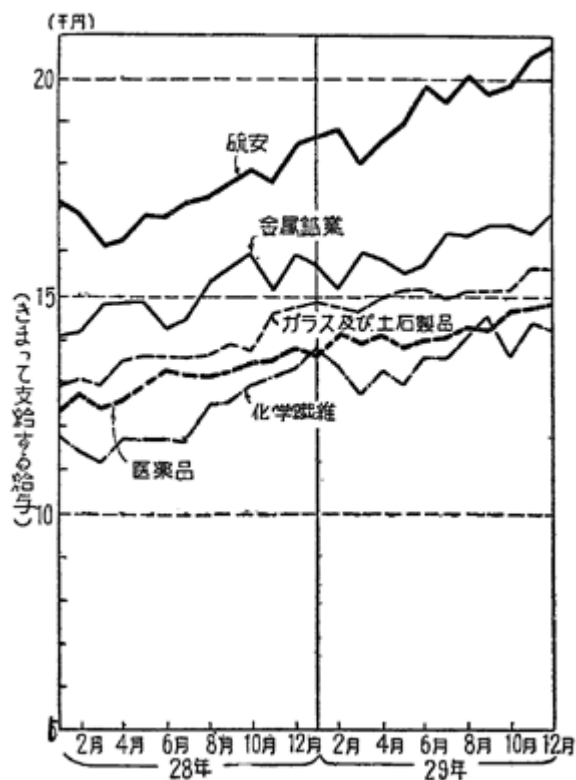


第35図 産業別賃金の変化率(きまつて支給する給与)

第 35 図 産業別 27年平均→
28年平均→



28年平均 賃金の変化率 (きまつて支)
29年平均 給する給与)



二〇 さらに、二八年には臨時給与の増加率は定期給与の増加率を上廻っていたのに対し、本年はむしろその逆の傾向があらわれた。その例外としては、わずかに食料品、石油及び石炭製品、その他の製造、硫安、その他の公益事業(ガス・電気・水道業)並びに電気業などがあるのみである。

二 本年は右のように年平均の賃金としては、いずれの産業においても一応上昇がみられたが、しかし年内の動きとしてみるといくつかの異つた動きがみられた。すなわち「きまつて支給する給与」の年内の動きを民営の鉱工業の産業別についてみると、つぎの三つのグループに大別しうる。

- (a) 一貫して上昇傾向にあつたもの。
 - (b) 年内は保合いであつたもの。
 - (c) 春以降低下に転じたもの。(第三六図一四参照)
-
-

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

三 賃金

(二) 産業別,規模別賃金の変動

(1) 産業別賃金の動き

(a) 一貫して上昇傾向にあつたもの

二二 二八年にくらべ上昇は鈍化したものの,年内一貫して上昇傾向をたどつたものであつて,つぎの産業がこれに該当する。すなわち,食料品,衣服及び身廻品,木材及び木製品,家具及び装備品,印刷出版,化学,石油及び石炭製品,ガラス及び土石製品等の製造業ならびに金属鉱業,とくに化学工業のうちの硫酸,化学繊維ならびに医薬品などである。

二三 このうち,食料品,木材及び木製品,印刷出版,ガラス及び土石製品ならびに硫酸などにおいては,デフレ下にも比較的安定した国内需要にささえられ,上昇傾向は多少の鈍化をみせながらも,依然として年内に一,〇〇〇円～二,〇〇〇円伸びつづけた。食料品,木材及び木製品,印刷出版,石油及び石炭製品ならびに硫酸などの一部産業では,他の産業でみられた下半期における雇用量の減少あるいは労働時間の短縮もあまりみられず,むしろ逆にこれが増加したものもあり,とくに石油及び石炭製品ではこれらの増加が労働生産性の増加とともに著るしく,かなりの好況にあつたものと考えられる。

しかし,一方衣服及び身廻品などの産山業においては,小規模事業所の割合が多くデフレの浸透に伴い賃金に対する影響よりもむしろ雇用量の減少がみられ,調査対象外となつたものもあつて,これが賃金水準に影響をもたらし,統計上賃金水準の見かけの上昇となつた面がある。

第二部 各論

三 賃金

(二) 産業別,規模別賃金の変動

(1) 産業別賃金の動き

(b) 年内を通じてほぼ保合であつたもの

二四 以下にのべる各産業は二八年にみられたような上昇傾向は二九年には全くみられず,年内を通じて賃金水準が保合であつた。

すなわち,紡織,紙及び類似品,ゴム製品,皮革及び皮革製品,金属製品,第一次金属,精密機器,その他の製造,石炭鉱業などである。これらの産業は,二九年には比較的好況ではなく,その多くは操短,事業所閉鎖,人員整理などがみられた産業であつた。これらの傾向は規模五〇〇人以下の事業所でかなり明瞭にあらわれ,とくに,小規模事業所の占める割合の大きい皮革及び皮革製品では顕著である。

二五 紡織および第一次金属は,いずれの規模においてもかなり雇用量の減少がみられ,下半期に入つても紡織は依然操短を行つていたものの,輸出の好転から景気はやや上向き傾向に転じ,賃金水準も九月以降は強含みの保合となつている。

つぎにゴム製品と皮革及び皮革製品についてみると,いずれも年内にきわめて複雑な動きをみせている。ゴム製品では,四～六月にかけてかなりの操短ないしは人員整理が行われ,賃金水準も下落したが,その後次第に回復をみせている。皮革及び皮革製品においても,五～八月にかけて労働時間,賃金とも減少は甚しかつたが,さきに記したようにこの産業においてとくにウエートの大きい小規模事業所で六～一〇月における雇用減が顕著であり,その結果九月以後賃金水準は上昇に転じ,年初の水準にもどつた。精密機器は,下半期に入つてやや景気の後退をみせたが,上半期における好況を反映して,結果的に年間平均賃金では保合にとどまつた。

石炭鉱業は近來稀な不況にあつたが,中小炭鉱の閉鉱,全面的合理化等の結果,かろうじて従来 of 賃金水準を保ちえた。この間二月,八月に著るしい賃金の減少がみられたが,これは炭労ストに起因するものであつた。

第二部 各論
三 賃金

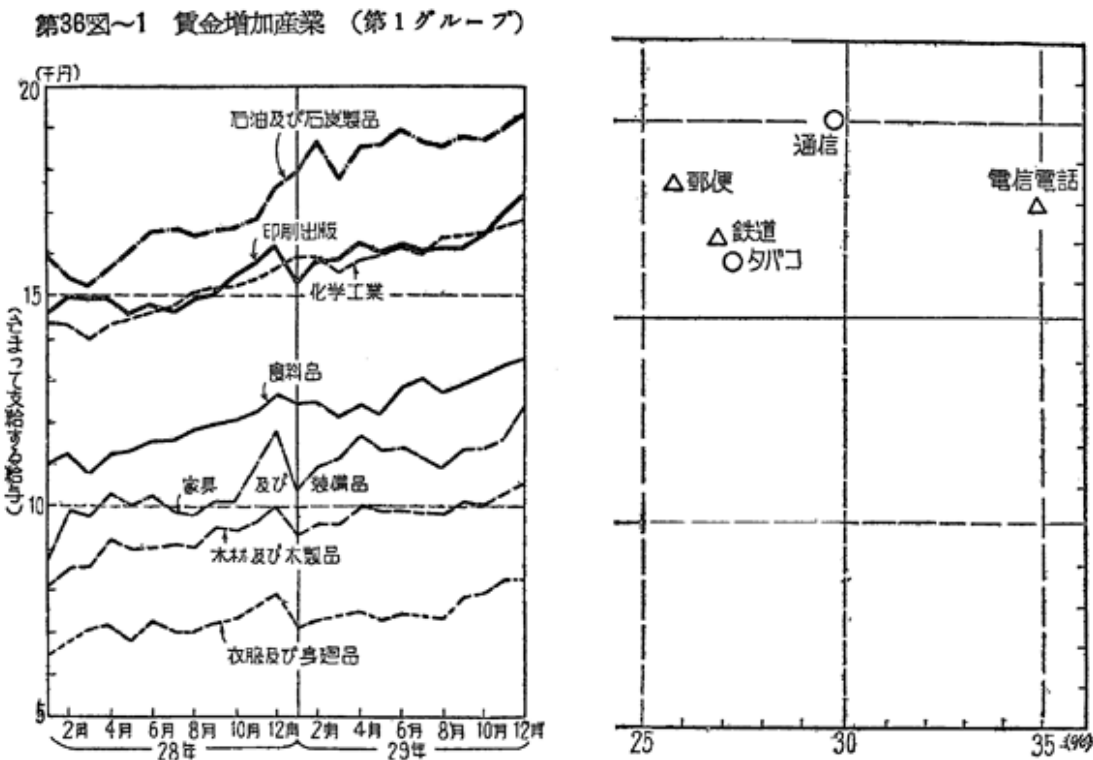
(二) 産業別,規模別賃金の変動
(1) 産業別賃金の動き
(c) 二九年に入つて低下に転じたもの

二六 これまで他の産業と同じく上向傾向をたどつてきたのに,本年に入つて下降に転ずるといふ戦後初めての特微的な現象をもつにいたつた産業群であつて,機械,電気機械器具並びに輸送用機械器具などである。これら産業に属する特掲産業においてもひとしく漸減傾向がみられる。

二九年の鉱工業生産が在庫の圧迫を契機として漸減をたどり,この結果一部好況産業をのぞく大部分の産業で,ひきつづき生産性の向上への努力と一方新たな投資への手びかえがみられた。とくに財政投融资に密接な関係のある発電,送電,配電及び産業用電気機械器具,鋼船製造及び修理ならびに鉄道車両などにおいては,緊縮政策の影響をもつとも端的にうけた。そのためこれらの産業においては,下半期以降労働時間の短縮,雇用の大幅な減少がみられ,なかでもとくに輸送用機械器具においては,二～四月にくらべて年末には一,〇〇〇円以上の低下をみせた。なおいずれの産業においても,一〇月以後,幾分反騰に転じているが,これは,例年秋より年末にかけてみられる季節変動であると考えられる。

第36図 賃金増加産業

第36図～2 賃金増加産業

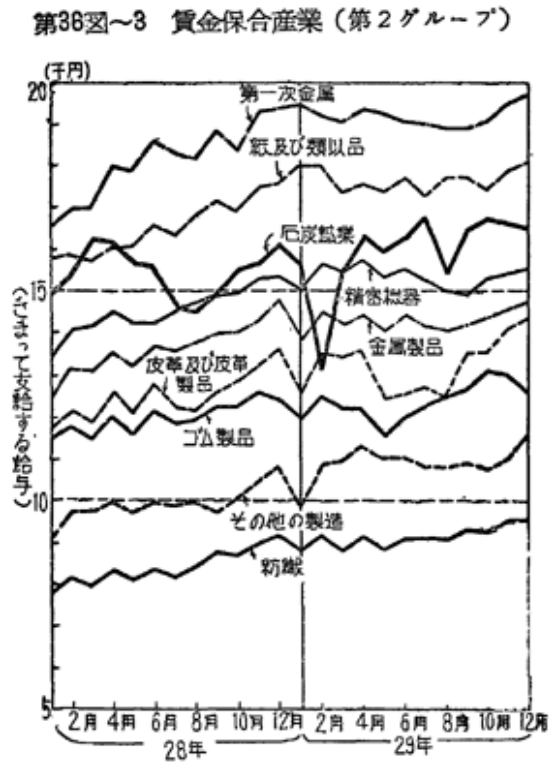


二七 鉱工業の賃金における三つのグループは右のとおりであるが,その他の産業についてみると,まず煙草製

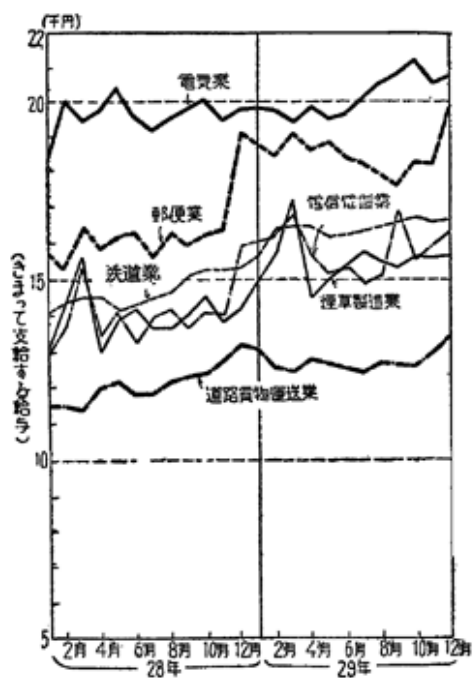
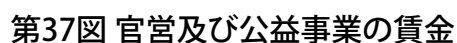
造,鉄道業,郵便業,電信電話業等は,二九年一月以後のベース・アップにより年平均としては最高の上昇率を示しているが,年内の動きとしては季節変動を除くとおおむね保合であつた。

また地方鉄道業,電気業,道路旅客運送業等は,前年においては高い年間増加率を示したが二九年には鈍化し,とくに道路旅客運送業,道路貨物運送業は,運輸通信及びその他の公益事業のうちで賃金増加傾向のかんまんなものであつた(第三七図参照)。

第36図～3 賃金保合産業



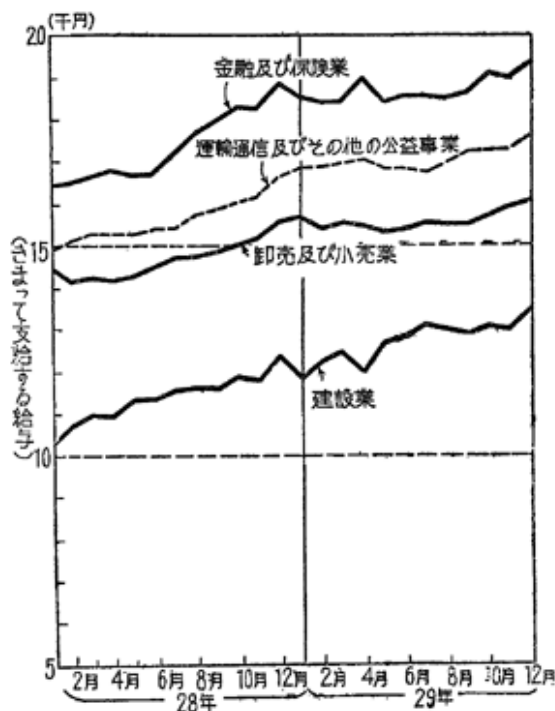
第36図～4 賃金低下産業



二八 建設業は産業大分類中であつて特異な地位を占め、二八年、二九年とも年平均は前年に対し大幅な増加をみせているのみならず、年内の動きとしても引続き増加の傾向を持続した。雇用の増加も他産業にくらべて著るしく、比較的恵まれた産業となつている(第三八図参照)。

第38図 産業大分類別賃金

第38図 産業大分類別賃金
(鉱工業を除く)



(鉱工業を除く)

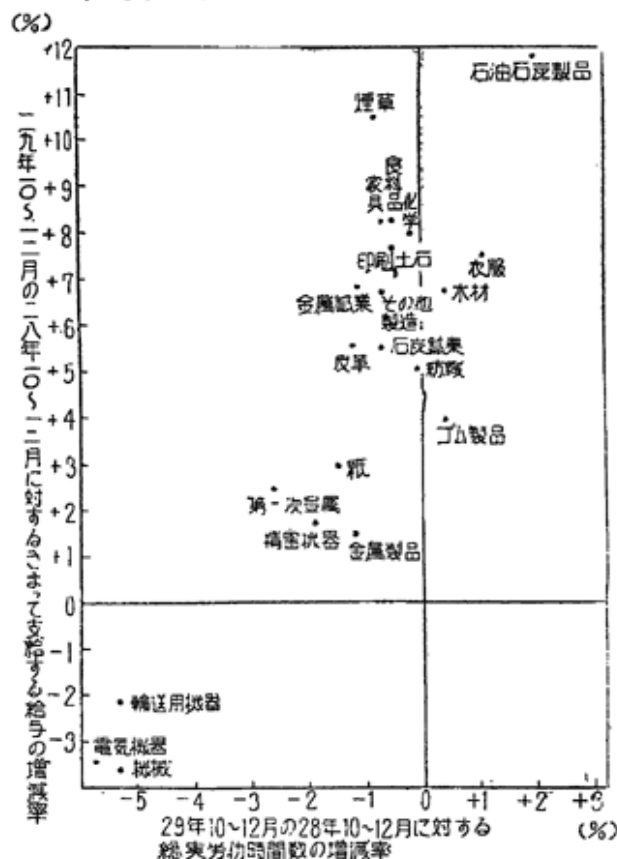
二九年内の動きを、さらに緊縮政策の影響がまだあらわれなかつた二八年一〇～一二月とその影響がはつきりあらわれてきた二九年一〇月～一二月のそれぞれの定期給与と労働時間とを関連させつつくらべてみると、一般に賃金の増加したものは労働時間の増加を伴うか、あるいは労働時間が減少してもその減少の程度はわずかで、逆に賃金の保合ないし減少したものは労働時間の減少が顕著であつた。

前者に属するものは石油及び石炭製品、衣服及び身廻品、煙草、食料品、家具及び装備品ならびに化学などである。後者に属するものは、機械、電気機械器具並びに輸送用機械器具などである。

このように賃金と労働時間との間にかなりの相関関係がみられたのは、二九年の特色であつた(第三九図参照)。

第39図 鉱工業の「きまつて支給する給与」と労働時間の変化率との関係

第39図 鉱工業の「きまつて支給する給与」と労働時間の変化率との関係
(28年、29年それぞれ10～12月平均の比較)



(28年,29年それぞれ10～12月平均の比較)

三〇以上の各産業別の動きは,さらに「特別に支払われた給与」の差と相まって産業間の格差を変動せしめることとなつた。いま調査産業総数に対する平均賃金の比率を産業大分類別に現金給与総額でみると,鉱業では,戦後毎年ひきつづいて調査産業総数の平均賃金を上廻っていたが,本年ははじめて総数の賃金を二%下廻ることになった。

また運輸通信業および建設業では,前年にくらべそれぞれ一一%～一二%の上昇があつたので,全体の水準に対する格差は,運輸通信業では一〇六から一一〇へ,建設業では七五から七九となつた(第八四表参照)。

第84表 産業大分類(旧産業分類)別現金給与総額の格差

第84表 産業大分類(旧産業分類)別現金給与総額の格差
(調査産業総数=100)

年 月	調査産業 業総数	鉱 業	製 造 工 業	1) ガ ス 電 気 水 道 業	商 業	金融業	1) 運 輸 通信業	2) 建設業
昭 和 22 年 平 均	100.0	125.4	90.8	123.8	120.6	109.3	104.4	—
23 年 平 均	100.0	123.9	91.8	119.9	108.4	120.4	101.2	—
24 年 平 均	100.0	105.5	93.7	133.7	116.2	140.2	104.5	91.8
25 年 平 均	100.0	101.0	94.3	121.5	116.9	146.6	101.5	71.3
26 年 平 均	100.0	102.5	96.0	130.6	122.1	136.7	96.0	66.0
27 年 平 均	100.0	105.2	93.6	138.6	110.5	134.1	99.1	70.7
28 年 平 均	100.0	102.5	91.5	141.5	105.7	135.5	105.9	75.1
29 年 平 均	100.0	98.1	91.1	142.0	104.0	135.2	108.3	78.9
昭和29年1～3月平均	100.0	96.3	92.1	123.6	104.1	138.9	109.1	76.3
4～6月平均	100.0	98.2	89.9	156.1	103.7	131.4	111.1	81.3
7～9月平均	100.0	105.1	92.9	136.1	103.1	133.9	103.0	79.5
10～12月平均	100.0	93.4	89.8	149.8	105.0	136.6	112.0	78.6

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」24～26年の建設業は「失業保険保険料申告書による賃金統計」

(注) 1) 25年は10, 11月を除く10カ月平均である。

2) 24～26年の建設業は年3～4回行われた「失業保険保険料申告書による賃金統計」にもとづき計算したものである。

三一 これをさらに長期的に比較するために、二二年よりの比較が可能な製造業中分類(旧産業分類)でみると、二九年には従来の傾向にくらべて金属部門並びに機械器具部門の賃金の停滞が目立っている。しかし二三年から二四年にあらわれた賃金の産業別格差は、多少の変動はあつても大体において固定して持続されている。また平均賃金の低い二産業(注)、すなわち紡織部門並びに製材及び木製品部門とその他の産業とのひらきは、この産業における定期給与の上昇はあつたが、反面臨時給与の縮減もあつて保合になつている(第四〇図参照)。

(注)平均賃金として低い産業の賃金が性、年令、地域等によつては必ずしも個々の労働者として低いとはかぎらない。紡織のごとく女子労働者の多い産業や、製材のような地方的産業は平均賃金としては低くなる。

三二 以上常用労働者についてみてきたが、つぎに臨時及び日雇労働者の賃金は、産業大分類別にみると、全体としては二八年の増加率をやや下廻っているが、製造業ならびに卸売及び小売業は逆に上昇をみせた。なかんずく卸売及び小売業においては、対前年一二%増と最高の増加率を示した。また中分類別にみると、産業間格差は常用労働者の動向と大体において一致した動きをみせた。石油及び石炭製品では対前年二三%増と最高の上昇率を示し、一日当り金額でも五〇〇円と最高を維持している(第八六表参照)。

第85表 産業大分類(旧産業分類)別現金給与総額の対前年増加率

第85表 産業大分類（旧産業分類）別現金給与総額の対前年増加率(%)

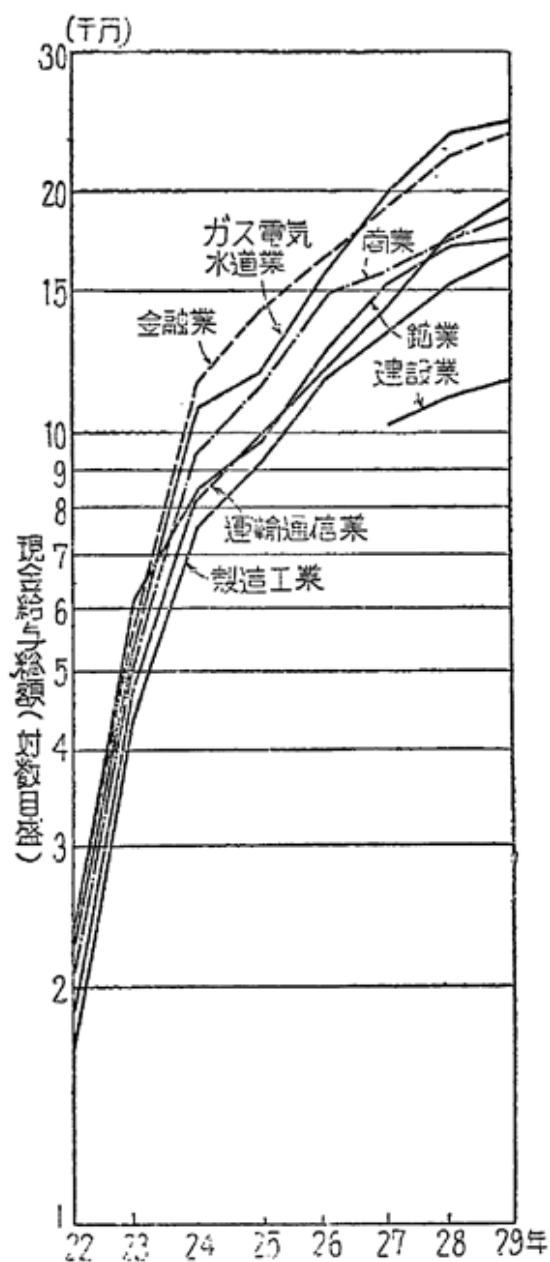
年	製造工業	鉱業	1) ガス、電気 水道業	商業	金融業	1) 運輸 通信業	2) 建設業
昭和23年平均	177.2	170.9	165.6	146.3	202.1	165.9	—
24年平均	71.6	43.2	87.3	80.2	95.7	73.6	—
25年平均	21.5	15.7	9.8	21.6	26.3	17.4	—
26年平均	28.2	27.8	35.4	31.5	17.4	19.1	(40.9)
27年平均	17.7	24.5	23.7	2.9	20.1	28.3	(19.4)
28年平均	13.4	13.0	18.5	10.9	17.2	23.9	23.1
29年平均	6.4	2.3	7.4	5.2	6.7	10.0	12.4

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」26.27年の建設業は「失業保険保険料申告書による賃金統計」5月分による。

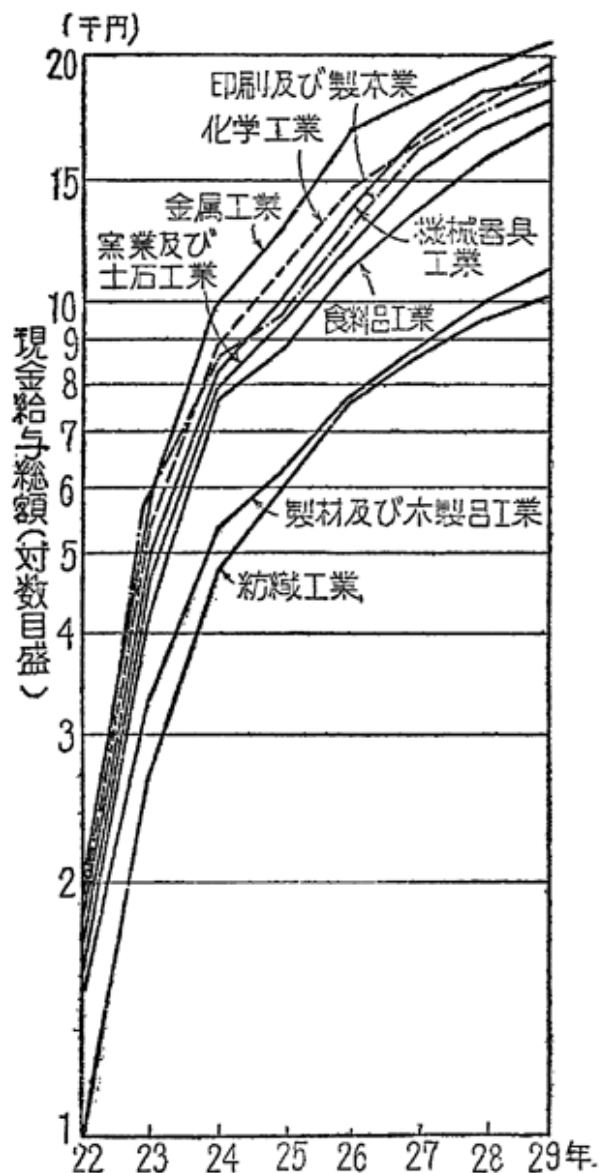
(注) 1) 2)は第84表を参照

第40図～1 戦後における産業別現金給与総額の推移(実額)大分類・製造業中分類

第40図～1 戦後における産業別
現金給与総額の推移(実額)
大分類(旧産業分類)



第40図～2 戦後における産業別現金
給与総額の推移(実額)
製造業中分類
(旧産業分類)



第86表 臨時及び日雇労働者1日当り給与の対前年増加率

第86表 臨時及び日雇労働者1日当り給与の対前年増加率

産業分類 (大分類)	28年 / 27年	29年 / 28年
	%	%
調査産業総数	+ 6.5	+ 6.1
鉱業	+ 2.7	+ 2.3
製造業	+ 3.5	+ 4.6
食品	+ 6.0	+ 5.3
煙草	+ 4.0	+ 18.1
紡織	+ 9.4	+ 7.9
※衣服及び身廻品	- 11.8	+ 11.6
木材及び木製品	+ 13.5	+ 8.8
家具及び装備品	+ 5.7	+ 6.4
紙及び類似品	- 0.3	+ 5.8
印刷・出版	+ 10.8	+ 13.0
化学	+ 2.8	+ 3.9
石油及び石炭製品	+ 31.6	+ 22.5
ゴム製品	+ 2.4	+ 3.3
※皮革及び皮革製品	- 1.6	+ 26.1
ガラス及び土石製品	+ 8.8	+ 7.8
第一次金属	+ 5.3	+ 6.6
金属製品	+ 13.8	+ 5.8
機械	+ 3.3	+ 6.4
電気機器	+ 8.8	+ 5.0
輸送用機器	+ 5.0	+ 6.2
精密機器	+ 13.9	+ 2.2
その他の製造	+ 5.3	+ 7.9
卸売及び小売業	+ 4.2	+ 12.1
金融及び保険業	+ 9.1	+ 4.6
運輸通信及びその他の公益事業	+ 10.6	+ 6.5
運輸業	+ 10.1	+ 6.8
通信業	+ 9.0	+ 6.3
その他の公益事業	+ 10.0	+ 11.3
建設業	+ 10.3	+ 10.2

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」

(注) ※印を附した産業は調査労働者数が著しく少い。

三三 なお賃金不払を産業別に年内の動きとしてみると、金額においては四月以降毎月石炭鉱業が最高を示している。とくに五月以後石炭鉱業における増加は著しく、四月末現在の不払い賃金の総額は一億円であつたのに五月末には一挙に六億五千万円をこえるにいたり、六月末には七億二千万円と最高を示している。すなわち二月の炭労ストの後増産が行われたが、貯炭増加等により経営難は打開されず、不払を激増せしめたものである。これについて不払の多かつたのは、造船関連産業と機械製造業であり、五月以降造船関連産業での不払は石炭鉱業についており、不払賃金額は五月末の二億円から一〇月末には一二億六千万円にまで達している。

また機械製造業でも本年年初よりかなりの不払金額がみられたが、とくに五月以降急増し五月末の八千七百万円から十一月末には二億一千万円と頂点に達している。これは、いずれもこれら二産業における本年の不況を反映したものである。以上の三産業の一〇月末における全産業に占める不払金額の割合は六一%にも達し、さらに、この産業が集中している長崎、福岡、北海道、神奈川の四県のみで全国の三九%を占めている。

第二部 各論

三 賃金

(二) 産業別,規模別賃金の変動

(2) 規模別賃金の動き

三四 つぎに製造業の事業所規模別平均賃金の格差をみると,第八八表にみるように現金給与総額で規模五〇〇人以上事業所に対して事業所規模一〇〇～四九九人の事業所においては,二八年には縮少をみせたが,二九年には再び拡大に転じ,定期給与においてもまた同じ傾向をとるにいたつた。一方これにひきかえ,規模三〇～九九人事業所ではほぼ保合いである(第八八表参照)。

三五 二九年にデフレの影響をもつとも強くうけたのは,大規模事業所よりもむしろ小規模事業所であるとみられており,この点から考えると,賃金格差が中規模事業所では拡大したとはいえ,小規模事業所ではかえって縮少したことは一見矛盾しているようにみえるが,その理由としては,

(1)中規模事業所と小規模事業所の産業構成その他経済的基盤を異にすること。

(2)小規模事業所における産業別労働者構成が変化し,それが平均賃金の規模間格差に影響を及ぼしたこと。

(3)規模が下つた場合も賃金は固着性をもつこと。

などがあげられる。

三六 経済的基盤の相異については,二九年には小規模事業所も中規模事業所と等しくデフレの影響を受け,苦境に立つたことはもちろんである。金融引締の結果,概して基盤の脆弱で抵抗力の小さいこれら事業所の経営状態は悪化したと考えられるが,しかし各産業分野におけるデフレの影響が平均賃金に現われるのにタイムラグがあり,さらに一部にはこういつた影響からとりのこされた分野も存在する。一般に小規模事業所の方が賃金面では労働組合組織率の低いこともあつて,人員整理等がある場合には,一人あたり平均賃金が必ずしも低下するとは限らない。また中規模事業所ではデフレの影響を真向に受けた産業,企業が多く,一方小規模事業所では消費財生産産業が多く,この点から賃金が大事業所と異つた動きをする要因があつたといえよう。また規模三〇～九九人事業所では比較的平均賃金の高い産業よりも,低い賃金の産業で雇用量がよりはげしく減り,このことがこの規模全体としての平均賃金を高めた一つの理由となつて

第87表 産業大分類別事業所規模間賃金格差の推移

第87表 産業大分類別事業所

産業	年月	500人以上				
		500人以上	200~499 ^人	100~199 ^人	50~99 ^人	30~49 ^人
全産業	26年5月	100(12,506) ^円	89	80	71	66
	27年5月	100(14,760)	85	75	70	66
	28年5月	100(16,570)	82	74	70	66
	29年5月	100(17,570)	82	75	71	67
鉱業	26年5月	100(13,381)	76	72	67	58
	27年5月	100(15,085)	88	81	79	65
	28年5月	100(15,831)	87	77	75	65
	29年5月	100(17,400)	83	80	75	63
建設業	26年5月	100(7,863)	106	93	91	91
	27年5月	100(11,058)	83	75	75	76
	28年5月	100(10,985)	94	86	85	87
	29年5月	100(13,422)	88	80	80	84
製造業	26年5月	100(11,744)	87	78	66	59
	27年5月	100(14,136)	83	72	63	58
	28年5月	100(15,994)	81	72	64	59
	29年5月	100(16,681)	82	74	66	60
卸売及び 小売業	26年5月	100(15,490)	88	76	71	67
	27年5月	100(16,537)	85	78	74	67
	28年5月	100(18,507)	84	75	70	63
	29年5月	100(21,071)	74	68	63	58
金融及び 保険業	26年5月	100(14,716)	98	87	92	88
	27年5月	100(18,836)	88	82	84	79
	28年5月	100(20,130)	90	78	82	79
	29年5月	100(21,175)	85	84	86	84
運輸通信及 びその他の 公益事業	26年5月	100(14,027)	93	88	81	75
	27年5月	100(16,390)	93	83	81	74
	28年5月	100(18,263)	87	80	80	73
	29年5月	100(19,947)	86	81	78	72

資料出所 労働省「失業保険保険料申告書による賃金統計」

- (注) 1) この統計に用いられた産業分類は「職業安定行政に共通して使
2) 全産業には以上の産業のほか農業、林業、漁業、不動産業、サ

規模間賃金格差の推移

= 100				30人以上 = 100	
人 20 ~ 29	人 10 ~ 19	9人以下	計	30人以上	29人以下
61	55	53	83	100	63
60	55	53	82	100	64
60	56	54	81	100	66
61	58	56	81	100	67
53	49	50	93	100	54
62	54	55	96	100	59
63	60	59	95	100	63
58	62	59	94	100	63
97	85	86	93	100	99
74	72	69	79	100	88
84	83	82	90	100	92
76	76	72	86	100	85
57	52	49	82	100	60
55	51	50	81	100	60
56	53	50	81	100	62
57	54	54	81	100	64
61	56	51	70	100	70
61	56	52	72	100	69
60	55	53	70	100	71
55	52	50	65	100	71
81	72	73	89	100	81
64	50	50	76	100	62
64	54	55	77	100	66
67	56	56	79	100	67
70	65	57	92	100	69
67	64	59	91	100	69
68	67	58	89	100	73
64	65	57	88	100	70

用する産業分類」である。

ービス業及び公務を含む。

第88表 製造業事業所規模別賃金格差の推移

第88表 製造業事業所規模別賃金格差の推移
(規模500人以上=100)

年	現金給与総額		きまつて支給する給与			
	1人平均月間		1人平均月間		1人平均一時間当り	
	規模100人 —499人	規模30人 —99人	規模100人 —499人	規模30人 —99人	規模100人 —499人	規模30人 —99人
昭和25年平均	84.2	67.3	84.9	70.6	83.8	69.3
26年平均	79.5	61.7	82.5	67.0	80.4	65.2
27年平均	79.1	58.8	81.5	64.0	78.5	60.4
28年平均	79.3	60.0	80.9	64.5	77.7	60.8
29年平均	77.6	59.9	79.7	64.9	76.5	61.0
昭和27年1~3月平均	77.0	58.6	81.5	64.3	79.6	61.2
4~6月平均	79.9	60.3	81.0	63.8	77.3	59.2
7~9月平均	78.6	58.9	81.3	63.3	78.3	60.4
10~12月平均	80.8	58.6	82.0	64.5	78.9	60.7
昭和28年1~3月平均	80.3	61.5	81.7	64.1	79.1	61.0
4~6月平均	80.0	61.5	80.7	64.5	76.9	60.2
7~9月平均	78.5	58.8	80.4	63.9	77.5	60.8
10~12月平均	78.5	57.9	80.8	65.2	77.4	61.1
昭和29年1~3月平均	78.7	61.9	80.2	63.9	77.9	61.6
4~6月平均	77.3	60.3	79.2	64.3	76.6	60.8
7~9月平均	76.9	58.7	79.1	64.5	75.8	60.7
10~12月平均	77.7	59.2	80.5	66.8	75.9	61.0

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」

第89表 規模別一人当り月間「特別に支払われた給与」

第89表 規模別一人当り月間「特別に支払われた給与」

(製造業)

(単位円)

年	規模500人以上	規模100人~499人	規模30人~99人
昭和25年平均	990 (100.0)	762 (77.0)	357 (36.0)
26年平均	2,062 (100.0)	1,296 (62.8)	636 (30.8)
27年平均	2,324 (100.0)	1,514 (65.1)	646 (27.8)
28年平均	2,669 (100.0)	1,862 (69.7)	860 (32.2)
29年平均	2,835 (100.0)	1,845 (65.1)	873 (30.8)

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」

三七 ここで製造業の規模別年間特別給与についてみると、二五年以来規模五〇〇人以上事業所では一貫して上昇したが、上昇率は鈍化の傾向にある。これにひきかえ、一〇〇~四九九人事業所では二八年に比しわずかながら減少さえみられ、三〇~九九人事業所では、わずかな上昇にとどまつたため、規模間格差は二八年にみられた縮小傾向から逆転して拡大するにいたつた(第八九表参照)[賃金制度の項参照]。

三八 さらに失業保険保険料申告書による賃金統計で製造業三〇人未満事業所の賃金をみると、二九年五月では五〇〇人以上事業所に対し二〇~二九人五七%(前年五六%)、一〇~一九人五四%(同五三%)九人以下五四%(同五〇%)と前年同月に比較して格差は縮小している(第八七表参照)。

第90表 調査産業総数、製造業男女別賃金格差の推移

第90表 調査産業総数、製造業男女別賃金格差の推移

調 査 産 業 総 数			製 造 業		
年	現金給与 総 額	きまつて支 給する給与	年	現金給与 総 額	きまつて支 給する給与
	女/男	女/男		女/男	女/男
	%	%		%	%
昭和22年平均	43.4	43.5	昭和22年平均	42.8	42.8
23年平均	43.0	42.9	23年平均	42.7	42.6
24年平均	45.0	44.4	24年平均	43.1	42.2
25年平均	46.5	45.8	25年平均	42.8	41.4
26年平均	46.2	45.9	26年平均	41.7	41.2
27年平均	44.9	45.2	27年平均	40.6	41.3
28年平均	44.1	44.4	28年平均	39.5	40.2
29年平均	44.4	45.0	29年平均	40.1	41.0

資料出所 労働省「毎月勤労統計」
（注）昭和22年から24年は「旧毎月勤労統計」原数による。
昭和25年は6.7.9月を除く9カ月の平均である。

三九 以上述べたような規模間格差について注意すべきことは1)規模差の中に産業差がおりこまれていること。 2)事業所の規模は企業規模とは必ずしも一致しないこと,などの理由から,右の結果だけで中小企業の賃金水準全般として云云することはできないということである。

第二部 各論

三 賃金

(三) その他の賃金格差の変化

四〇 産業別,規模別の賃金格差のほか,労働者の性別,労務者・職員別,常用・臨時別,年令別,勤続年数別等の労働者の属性によつて賃金が異つた変化を示している。以下に,これらの区分に従う賃金の相対的格差の変化を検討する(統計がなく前年と比較しえないものは二三年または二四年と直接比較する)。

第二部 各論

三 賃金

(三) その他の賃金格差の変化

(1) 性別、労職別の賃金格差

四一 男女間の平均月間現金給与総額による格差は、全体的には前年よりもわずかに縮小しているが(第九〇表参照)、これをさらに製造業について、労務者、職員それぞれの男女間平均賃金差についてみると、つぎのような傾向がみられる。

すなわち、男子職員の賃金は前年にくらべて六・五%増、これに対して男子労務者は五・三%増、女子職員は五・八%増、女子労務者は七・〇%増であつて、結局男女間の賃金格差が平均としては縮小しているけれども、男子職員の上昇率が比較的高いことにみられるように、一方では職務・地位等に対する賃金配分の増加が継続しており(第九一表C/A欄参照)、他方では女子労務者の集中している産業が二九年においても賃金増加が大であったことから、製造業全体の平均賃金としては、女子労働者の男子労働者に対する接近があらわれたのであつた。

第91表 労職及び男女別賃金格差の推移

第 91 表 労職及び男女別賃金格差の推移（製造業、現金給与総額）

年 月	実 額				男に対する 女の割合		管理事務及び技術 労働者に対する生 産労働者の割合	
	管理事務及び 技術労働者		生産労働者		B/A	D/C	C/A	D/B
	男 (A)	女 (B)	男 (C)	女 (D)				
	円	円	円	円	%	%	%	%
昭和22年平均	2,590	1,197	1,955	851	46.2	43.5	75.5	71.1
23年平均	7,078	3,283	5,456	2,363	46.4	43.3	77.1	72.0
24年平均	12,014	5,483	9,345	4,077	45.6	43.6	77.8	74.4
27年平均	22,110	9,285	15,008	6,392	42.0	42.6	67.9	68.8
28年平均	25,315	10,451	17,115	7,087	41.3	41.4	67.6	67.8
29年平均	26,972	11,082	18,014	7,600	41.1	42.2	66.8	68.6
昭和29年 1月	25,183	10,514	17,308	6,970	41.8	40.3	68.7	66.3
2月	23,140	9,772	16,625	7,041	42.2	42.4	71.8	72.1
3月	23,219	9,784	16,259	6,804	42.1	41.8	70.0	69.5
4月	23,236	9,819	16,387	6,979	42.3	42.6	70.5	71.1
5月	23,104	9,616	16,146	6,662	41.6	41.3	69.9	69.3
6月	31,198	12,400	18,894	7,958	39.7	42.1	60.6	64.2
7月	32,871	12,836	21,042	8,048	39.0	38.2	64.0	62.7
8月	25,516	10,651	17,486	7,412	41.7	42.4	68.5	69.6
9月	23,290	9,879	16,155	7,026	42.4	43.5	69.4	71.1
10月	23,424	9,801	16,162	7,021	41.8	43.4	69.0	71.6
11月	23,826	10,010	16,730	7,300	42.0	43.6	70.2	72.9
12月	45,659	17,902	26,975	11,981	39.2	44.4	59.1	66.9

資料出所 労働省「毎月勤労統計」

- (注) 1) 22～24年は「旧毎月勤労統計」の職員、労働者別原数であるから27年以降の賃金額とは直接接続しない。25、26年は「管理、事務及び技術労働者」「生産労働者」に区分された結果は得られない。
- 2) 27、28年は「毎月勤労統計（地方調査）」による規模30人以上の全国計である。
- 3) 24年と27年以降夏季、年末の比率を対照するとつぎの通りで、年平均との差が27年以降生じている。

附 注

年 月	男 (A)	女 (B)	男 (C)	女 (D)	B/A	D/C	C/A	D/B
	円	円	円	円	%	%	%	%
昭和24年 6月	12,057	5,453	9,272	4,062	45.2	43.8	76.9	74.5
7月	11,983	5,502	9,109	4,050	45.9	44.5	76.0	73.6
12月	15,059	6,817	11,397	5,098	45.3	44.7	75.7	74.8
昭和27年 6月	23,933	9,930	15,315	6,413	41.5	41.9	64.0	64.6
7月	26,068	10,494	17,207	6,632	40.3	38.5	66.0	63.2
12月	22,110	9,285	15,008	6,392	42.0	42.6	67.9	68.8
昭和28年 6月	27,985	11,123	17,786	7,221	39.7	40.6	63.6	64.9
7月	29,907	11,889	19,374	7,348	39.8	37.9	64.8	61.8
12月	46,415	18,207	27,478	11,531	39.2	42.0	59.2	63.3

四二 また製造業中分類別に男女平均賃金の比率を年間平均でみると、男子の賃金が女子よりも高率に伸びた産業は二〇産業中女子労働者が補助的地位にある重工業部門を主とする一〇産業であり、女子の伸張が大きいのは煙草、衣服身廻品等四産業にすぎず、他は保合である。

四三 また労務者と職員との平均賃金の比率は、全体的傾向として一貫して格差が拡大してきており、これも製造業中分類のうち二八年よりも二九年の方が職員の賃金が大きく増加したもの一二、保合のもの三で、労務者の方が増加したものは衣服身廻品等六産業にすぎない。

また二九年年内の動きについてみると、夏季、年末の「特別に支払われた給与」の支給期にとくにその格差が拡大している。

四四 このように一般的に女子よりも男子、労務者よりも職員の賃金が、より高い上昇率を示しているが、さらに、男女格差を賃金階級別労働者分布について、二四年と二九年につき製造業の全常用労働者で比較すると、つぎの諸特徴があらわれている(第九二表参照)。

女子の第一・十分位数のような賃金がとくに低い層を除き、男女とも賃金の高額なものほど賃金増加率が一層大きい、その傾向は男子の方が強くあらわれている。したがって、男女間の賃金格差を男女それぞれの内部で順位を等しくする者ごとに比較すると、賃金がともに低い者の間では男女間の賃金比率は二四年と二九年の間で格別の差異は認められず、どちらかといえばむしろ女子低賃金層の方が男子よりもより大きい増加率を示して格差縮小の傾向さえみられるのに対して、賃金の高い者の間では逆に格差は著しく拡大している。

第92表 昭和24年11月から29年4月への賃金階級別「平均賃金」の変化

第 92 表 昭和24年11月から29年4月への賃金階級別「平均賃金」の変化
(製造業、労務者及び職員の計)

	男			女			男子に対する女子の賃金の割合	
	24年11月	29年4月	上昇倍率	24年11月	29年4月	上昇倍率	24年11月	29年4月
平 均	円 9,299	円 17,908	1.93 倍	円 3,930	円 7,295	1.86 倍	% 42.3	% 40.7
第1・十分位数	4,104	7,236	1.76	2,054	4,168	2.03	50.0	57.6
第1・四分位数	5,893	10,723	1.82	2,744	4,969	1.81	46.6	46.8
中 位 数	8,581	16,126	1.88	3,671	6,691	1.82	42.8	41.5
第3・四分位数	11,683	22,902	1.96	4,818	8,984	1.85	41.2	39.2
第9・十分位数	15,340	30,516	1.99	6,224	11,484	1.85	40.6	37.6

資料出所 労働省「個人別賃金調査」
(注) 23年は事業所規模30人以上
29年は企業規模 30人以上
いずれも「きまつて支給する給与」による。

第93表 昭和23年10月から29年4月への賃金階級別「平均賃金」の変化

第 93 表 昭和23年10月から29年4月への賃金階級別「平均賃金」の変化
(製造業、労務者及び職員)

	男			女		
	23年10月	29年4月	上昇倍率	23年10月	29年4月	上昇倍率
労 務 者						
平 均	円 6,553	円 16,284	2.48	円 2,794	円 6,988	2.50
第1・四分位数	3,587	8,895	2.48	1,940	4,850	2.50
中 位 数	5,497	14,930	2.72	2,492	6,429	2.58
第3・四分位数	7,744	20,696	2.67	3,361	8,600	2.56
職 員						
平 均	8,212	23,226	2.83	3,721	9,519	2.56
第1・四分位数	5,302	14,454	2.73	2,504	6,632	2.65
中 位 数	7,494	20,820	2.78	3,462	8,776	2.53
第3・四分位数	10,350	29,358	2.84	4,663	11,586	2.48

資料出所 労働省「個人別賃金調査」

(注) 23年は事業所規模30人以上、29年は企業規模30人以上、いずれも「きまつて支給する給与」による。

四五 平均賃金による男女間格差の拡大の内部には、このような男子内部における賃金階級別労働者の分布が賃金の高い方へ拡つてきていることが反映しているのである。なお、女子の低賃金層が著しく賃金増加をみた背景には、この期間に女子労働者のうち若年令層の占める割合が減じて高年令化(注)し、また学歴構成の高度化が男子におけるよりも著しかつたことがあげられよう。

(注)昭和二三年一二月と二九年四月の製造業常用労働者の男女それぞれの年令別構成を規模三〇人以上事業所(二九年は企業)で見ると、つぎのように女子の方が年令増加がやや大きい。二〇才未満の女子は二三年の五・%が四〇%に減じ、(男子では一五%が一・%に減じ)、逆に三〇才以上は一三%から一八%に増加(男子では四七%から五二%へ増加)している。

四六 さらに、これを男女それぞれの労務者・職員に分けて昭和二三年一〇月と二九年四月で比較すると(二四年の調査では労職区分がない)、男女ともに、職員の方がその平均賃金の上り方が大きい。その賃金階級別の上昇率を四分位数でみると、男子職員は賃金の高い層ほど上昇率が高いが、女子職員は逆に高賃金層の上昇率が低く、さらに労務者では男女とも低い賃金層の上昇率が鈍く、中位、高位の賃金層は同程度のやや高い上昇率を示している。さらにこれを労・職、男・女別それぞれの平均とそれぞれの四分位数との関係からみると、労務者においては第一・四分位数以下の低賃金層の上昇率がとくに小さく、男子職員においては第三・四分位数以上の高賃金の上昇率がとくに大きく、その結果平均賃金の上昇率は労務者においては賃金の低い者の上昇率に、男子職員では賃金の高い者の上昇率に強く影響されるにいたつた。そしてまた男子においては、各階層とも職員の賃金増加率が労務者のそれを上廻っている(第九三表参照)。

四七 以上要約すれば男女間、労職間の平均賃金の格差の拡大傾向は男子職員の高賃金層の大きな増加、ついで男子職員中級以下、男子労務者高賃金層、女子職員、一般男子労務者と女子労務者の順に賃金増加率の差があつて、結果的にあらわれたものといえよう。

もちろんここには産業別、企業規模別等に異つた賃金変化があつたことと重なり合つて生じているのはいうまでもない。

第94表 昭和24年11月から昭和29年4月への年令階級別「平均賃金」の変化

第 94 表 昭和24年11月から昭和29年4月への年令階級別「平均賃金」の変化（製造業、労務者及び職員の計） ㊦

年 令 階 級	2 4 年 1 1 月	2 9 年 4 月	上 昇 倍 率
男			
	円	円	倍
18 才 未 満	3,780	5,564	1.47
18 才 ～ 20 才	5,326	8,247	1.55
20 ～ 25	7,074	11,889	1.68
25 ～ 30	9,009	16,486	1.83
30 ～ 35	10,725	20,219	1.89
35 ～ 40	12,014	23,166	1.93
40 ～ 50	12,501	25,011	2.00
50 ～ 60	11,275	22,968	2.04
60 才 以 上	7,896	15,728	1.99
計	9,428	17,908	1.90
女			
18 才 未 満	3,133	5,127	1.64
18 才 ～ 20 才	3,698	6,635	1.79
20 ～ 25	4,315	7,909	1.83
25 ～ 30	4,679	8,974	1.92
30 ～ 35	4,859	8,588	1.77
35 ～ 40	4,962	8,471	1.71
40 ～ 50	5,196	8,457	1.63
50 ～ 60	4,326	7,560	1.75
60 才 以 上	3,455	6,229	1.80
計	3,991	7,295	1.83

資料出所 労働省「個人別賃金調査」

(注) 24年は「現金給与総額」事業所規模30人以上
 29年は「きまつて支給する給与」で企業規模30人以上
 24年11月はきわめて特別給与が少ない。

第95表 昭和23年10月から29年4月への年令階級別「平均賃金」の変化

第 85 表 昭和23年10月から29年4月への年令階級別「平均賃金」の変化（製造業、労務者及び職員）

年令階級	労 務 者			職 員		
	23年10月	29年4月	上昇倍率	23年10月	29年4月	上昇倍率
男						
18才未満	円 2,993	円 5,449	倍 1.84	円 2,798	円 5,819	倍 2.08
18才～20才	4,118	8,290	2.01	3,957	7,875	1.98
20～25	5,270	11,814	2.24	5,390	12,269	2.28
25～30	6,640	16,043	2.42	6,999	17,743	2.54
30～35	7,795	19,065	2.45	8,780	23,215	2.65
35～40	8,580	21,166	2.47	9,928	28,222	2.84
40～50	8,767	22,492	2.57	10,242	31,338	2.94
50～60	7,646	20,240	2.65	9,317	29,710	3.19
60才以上	5,565	12,869	2.28	6,972	22,339	3.20
計	6,553	16,284	2.48	8,212	23,226	2.83
女						
18才未満	円 2,249	円 5,123	倍 2.28	円 2,596	円 5,265	倍 2.03
18才～20才	2,673	6,622	2.48	3,193	6,756	2.12
20～25	3,020	7,687	2.55	3,798	8,984	2.37
25～30	3,279	8,218	2.51	4,408	11,267	2.56
30～35	3,546	7,833	2.21	4,912	12,612	2.57
35～40	3,827	7,993	2.09	5,214	13,184	2.53
40～50	3,658	8,037	2.20	5,351	14,217	2.66
50～60	3,358	7,192	2.14	4,427	14,730	3.33
60才以上	2,673	6,113	2.29	3,108	8,612	2.31
計	2,794	6,988	2.50	3,721	9,519	2.56

資料出所 労働省「個人別賃金調査」

（注） 23年は事業所規模30人以上

29年は企業規模30人以上

いずれも「きまつて支給する給与」による。

第二部 各論

三 賃金

(三) その他の賃金格差の変化

(2) 年令別の賃金格差

四八 賃金の高いものほど賃金の増加率が高いことは、わが国の賃金が一般に年令と強い関係を示していることによつて、年令別の賃金増加率の差となつてあらわれる。

昭和二四年一月と二九年四月の一人平均労働者給与を比較すると、製造業においては、男子は二〇才未満一・五倍、二〇才台一・七倍、そして四〇才以上では二倍をこえる。女子では、その給与が二五-三〇才で平均としては最高に達するという給与体系の特性を反映して必ずしも一貫して年令とともに増加しないが、それでもその年令以下の各層の賃金増加率は年令の増加に対応している(第九四表参照)。

四九 つぎに製造業の労務者、職員別に二三年と比較すると、右と同じ傾向はさらに強調されて、職員の方がさらに傾斜は強くあらわれ、若年層では労職間の増加率の差異がほとんどなく、四〇才台をこえた後は男子職員が三倍あるいはそれ以上の増加率となつているのに対し労務者は二・六倍前後である。女子においては、職員は男子と同じく年令の高い者ほど増加率は大であるが、大多数を占める労務者ではその傾向は二〇才台前半までで、それ以後の平均給与の増加率は小さくなつている(第九五表参照)。

五〇 戦後のインフレ期において壮年層と若年層の給与が接近していたのが、この期間に再び旧に復していることが看取される。これを労務者について戦前の昭和八年と比較してみると、(職員を含む全労働者の統計はえられない)年令別平均給与の格差はほぼ戦前に復帰したことが推定される。女子の給与は前記のように年令との相関はさほど強くなく、かつ男子よりも高い賃金増加率を示しているが、これは男女同一賃金の影響やまた戦前戦後の給与内容の差(実物給与が現金給与になつたとき)や戦後の労働者の産業別分布と産業別賃金構造の変化による(第九六表参照)。

第96表 製造業労務者の対戦前賃金倍率

第 96 表 製造業労務者の対戦前賃金倍率

年 令 階 級	昭和 8 年から 23 年への上昇倍率		8 年から 29 年への上昇倍率	
	男	女	男	女
15才以上20才未満	155.3 ^倍	179.1 ^倍	310.6 ^倍	437.0 ^倍
20 ～ 25	148.0	182.6	331.5	465.6
25 ～ 30	142.8	182.2	345.6	457.3
30 ～ 35	143.4	189.2	351.3	418.1
35 ～ 40	144.0	197.6	355.7	413.0
40 ～ 50	134.0	183.8	344.4	404.4

資料出所 昭和 8 年 「労働統計実地調査」

昭和23年 「個人別賃金調査」

昭和29年 「個人別賃金調査」

(注)

1) 昭和 8 年から 23 年への上昇倍率は 1 日あたり給与による。

昭和 8 年から 29 年への上昇倍率はつぎの方式による。

$$\frac{23\text{年 1 日あたり賃金}}{8\text{年 1 日あたり賃金}} \times \frac{29\text{年 1 月あたり賃金}}{23\text{年 1 月あたり賃金}}$$

2) 昭和 8 年は原則として労務者30人以上の工場、23年は常用労働者、29年は常用労働者30人以上の企業である。

第二部 各論

三 賃金

(三) その他の賃金格差の変化

(3) 勤続年数別の賃金格差

五一年令別における高年令層の高い上昇率と同じ現象が勤続年数別の男子労働者の賃金増加率にも現われている。すなわち製造業では、勤続六ヵ月未満の層は二四年から二九年までに一・五倍の増加しかみせていないのに一〇年をこえたものは一・九倍以上となつている(第九七表参照)。

第97表 昭和24年11月から29年4月への勤続年数別「平均賃金」の変化

第 97 表 昭和24年11月から29年4月への勤続年数別「平均賃金」の変化（製造業、労務者及び職員の計）

勤 続 年 数	2 4 年 1 1 月	2 9 年 4 月	上 昇 倍 率
男			
6 カ 月 未 満	円 6,527	円 9,614	倍 1.47
6 カ月～ 1 年	7,039	11,443	1.63
1 年 ～ 2	7,910	11,793	1.49
2 ～ 3	8,109	13,660	1.69
3 ～ 5	8,761	15,638	1.79
5 ～ 10	10,416	19,339	1.86
10 ～ 15	12,706	23,941	1.88
15 ～ 20	15,029	28,516	1.90
20 年 以 上	15,800	31,662	2.00
計	9,428	17,908	1.90
女			
6 カ 月 未 満	2,780	5,035	1.81
6 カ月～ 1 年	3,278	5,702	1.74
1 年 ～ 2	3,743	6,000	1.60
2 ～ 3	4,024	6,886	1.71
3 ～ 5	4,497	7,787	1.73
5 ～ 10	5,314	9,509	1.79
10 ～ 15	5,902	11,744	1.99
15 ～ 20	5,688	13,298	2.34
20 年 以 上	7,578	13,161	1.74
計	3,991	7,295	1.83

資料出所 労働省「個人別賃金調査」

（注） 24年は「現金給与総額」で事業所規模30人以上
 29年は「きまつて支給する給与」で企業規模30人以上
 24年11月は極めて特別給与が少ない。

五二 これらの動きは一般に勤続と関係の深い労働者の能力等に応ずる給与によつて賃金増加が行われきたつたことにもよるが、また他面なおこの間勤続年数は全体として長くなつてゐる。

すなわち、二四年には男子労働者のうち三年未満が四二%を占めたのが、二九年には三四%に減つた反面一五年以上は七%から一一%へ増えており、女子でも五年以上一〇年未満が九%から二一%へ、一〇年以上が二%から四%へと増加している。すなわち古参者の割合がふえてその賃金が増加したのに対し労働市場の関係もあつて、新規採用者の賃金増加を抑制した影響もあつたことを示すのであろう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

三 賃金

(三) その他の賃金格差の変化

(4) 学歴別の賃金格差

五三 昭和二四年一一月と二九年四月の学歴別労働者の賃金を製造業について年令別にみると、若年層においては学歴の高い者ほど賃金の増加率はにぶく、高年令にいたつて(男子三五才以上、女子二五才以上)学歴の高い者の賃金増加が大きくなる(第九八表参照)。

男子においては、若年令層では二四年当時は学歴による賃金差がかなり強かつたのが、その後はむしろ能力給的給与への動きにより、同一年令層で勤続、経験年数等が永ければ学歴は低くとも賃金増加率が相対的に高くなつたものと判断され、また高年令層では地位、責任度、能力等により賃金増加に巾が生じた結果ここに高学歴の優越性が強められたものと判断される。

もつともこれはさらに労務者、職員別、さらに職種別により詳細な分析を必要とするが、二四年調査からはその結果がえられない。

第98表 昭和24年11月から29年4月への学歴別賃金の変化

第 98 表 昭和24年11月から29年4月への学歴別賃金の変化
(製造業、労務者及び職員の計)

年令階級	小 学・新 中 卒			旧 中・新 高 卒			旧 大・新 大 卒		
	24 年 11 月	29 年 4 月	上 昇 倍 率	24 年 11 月	29 年 4 月	上 昇 倍 率	24 年 11 月	29 年 4 月	上 昇 倍 率
男									
以上 未満	円	円	倍	円	円	倍	円	円	倍
18才～20才	5,296	8,302	1.57	5,560	8,124	1.46	—	—	—
20才～25才	7,002	11,917	1.70	7,134	11,530	1.62	8,760	12,963	1.48
25才～30才	8,715	16,047	1.84	9,298	16,560	1.78	10,546	18,366	1.74
30才～35才	10,232	19,076	1.86	11,419	21,241	1.86	14,341	25,538	1.78
35才～40才	11,399	21,412	1.88	12,798	24,609	1.92	18,013	34,716	1.93
40才～50才	11,892	23,091	1.94	13,755	26,855	1.95	20,358	41,033	2.02
計	9,202	17,036	1.85	9,798	17,402	1.78	14,538	25,932	1.78
女									
以上 未満	円	円	倍	円	円	倍	円	円	倍
18才～20才	3,596	6,648	1.85	4,056	6,530	1.61	—	—	—
20才～25才	4,175	7,732	1.85	4,719	8,558	1.81	6,323	10,159	1.61
25才～30才	4,500	8,499	1.89	5,248	10,251	1.95	6,303	13,166	2.09
30才～35才	4,683	8,116	1.73	5,454	10,544	1.93	—	13,313	—
35才～40才	4,830	8,078	1.67	5,412	10,527	1.95	—	—	—
40才～50才	5,129	8,103	1.58	5,701	10,725	1.88	7,707	16,085	2.09
計	3,965	7,032	1.77	4,600	8,868	1.93	6,526	11,931	1.83

資料出所 労働省「個人別賃金調査」

- (注) 1) 24年は「現金給与総額」で事業所規模30人以上。
29年は「きまつて支給する給与」で企業規模30人以上。
24年11月は極めて特別給与が少ない。
2) 計は18才未満、50才以上を含む。

第二部 各論

三 賃金

(三) その他の賃金格差の変化

(5) 常用・臨時・日雇別の賃金格差

五四 これまでの記述はすべて常用労働者(名称は臨時でも実態として常用的な者を含む)について行つたが、臨時工、日雇などと呼ばれる層の賃金がこの常用労働者といかなる格差を生じているかをみると、二九年においては前年に対し調査産業総数では六・一%、製造業では四・六%の増加で常用労働者の賃金上昇率よりも低率である。したがつて平均賃金による常用労働者との格差は二八年よりもやや拡大した。ただしその拡大の度合は二七年から二八年へかけてよりもゆるい。

臨時・日雇労働者は不況の影響が鋭敏にあらわれるものであるが、二九年では賃金上昇の鈍化とともに臨時・日雇労働者数の減少としてあらわれていることが注目される(二八年においては臨時・日雇労働者が年間で一七%増加した)。

五五 なお農業の日雇賃金は前年にくらべて一一%増加し(季節変動を除いても同様)、工業賃金との格差を狭めるにいたつている。戦後一時は工業賃金水準を上廻つた農業賃金は、その後の増加かにふく、一時は低落さえみせ、農工間賃金格差は一貫して開いてきたのであつたが、ここにはじめてわずかながら反対の傾向を生じたわけである。この背因には農産物の物価と生産の強調等二九年における農工間の緊縮政策の影響の差があつたことによるものであろう。

第二部 各論
三 賃金
(三) その他の賃金格差の変化
(6) 事業所別平均賃金変化率の分布

五六 以上はすべて労働者一人一ヵ月あたり平均給与額についてみてきたが、事業所別平均賃金(事業所毎の一人あたり平均給与額、いわゆる賃金ベース)がいかに変化し、その変化率がいかに分散しているかを、昭和二八年九月から二労働者一日当り給与の推移

九年九月までの一カ年の期間について考察する(注)。

これによると二八年九月から二九年九月までに

調査産 製造数

産業数

一五%以上減	の事業所	四・四%	五・六%
五%以上一五%未満減	//	一一・八	一四・一
五%減ないし五%増	//	二八・二	二九・五
五%以上一五%未満増	//	三三・八	二八・七
一五%以上二五%未満増	//	一四・四	一三・九
二五%以上三五%未満増	//	四・四	四・六
三五%以上四五%未満増	//	一・七	二・〇
四五%以上増	//	一・三	一・六
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	

であつてほとんど保合の事業所が約三割も占めている。

この変化率の平均は調査産業総数で六・九%増、製造業で六・二%増となつている。

六大産業のうちでは鉱業四・五%増、金融及び保険業四・八%増が最低で最高は運輸通信及びその他の公益事業の九・〇%増である。

と二九年九月の同一事業所毎に平均「きまつて支給する給与額」を算出して、その事業所の平均給与額の変化率を集計したものである。

(注)毎月勤労統計により、昭和二八年九月

第99表 事業所平均「きまつて支給する給与」の昭和27年9月に対する28年9月及び28年9月に対する29年

9月の上昇率

第99表 事業所平均「きまつて支給する給与」の昭和27年9月に
対する28年9月及び28年9月に対する29年9月の上昇率

基準月における事業 所平均賃金階級	28年9月の27年9 月に対する上昇率		29年9月の28年9 月に対する上昇率	
	上昇率の平均	中 位 数	上昇率の平均	中 位 数
調 査 産 業 総 数				
事業所平均賃金最低位のもの	16.2%	13.7%	10.6%	9.1%
// 低 位 //	17.8	15.6	7.3	6.3
// 中 位 //	20.0	20.5	8.0	8.4
// 高 位 //	15.0	14.2	7.2	7.5
// 最高位 //	11.2	10.7	1.5	1.6
計	16.2	14.6	6.9	6.6
製 造 業				
事業所平均賃金最低位のもの	15.6	13.0	12.3	10.5
// 低 位 //	13.8	12.4	7.5	6.4
// 中 位 //	13.5	12.0	5.6	5.3
// 高 位 //	12.0	10.8	4.6	3.9
// 最高位 //	10.2	9.4	0.5	0.6
計	13.0	11.5	6.2	5.3

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」(特別集計)

(注) 1) 超過勤務給を含む「ベース」の階級である。

2) 産業別の事業所賃金階級は、事業所をその賃金階級の低いものから高いものへ順次に並べ、これをほぼ5分の1ずつに区分したものである。上表の各々の数字はその群毎の平均である。27年9月及び28年9月の基準月における階級区分はつぎの通りである。28年9月の29年9月に対する上昇率の賃金階級は前者が29年9月の28年9月に対する上昇率の賃金階級は後者が用いられている。

	調 査 産 業 総 数		製 造 業	
	27年9月	28年9月	27年9月	28年9月
事業所平均賃金最低位のもの	7.3千円未満	8千円未満	7千円未満	7千円未満
// 低 位 //	1万円未満	1.1万円未満	8千円未満	9千円未満
// 中 位 //	1.2万円未満	1.4万円未満	1.1万円未満	1.15万円未満
// 高 位 //	1.5万円未満	1.7万円未満	1.4万円未満	1.5万円未満
// 最高位 //	1.5万円以上	1.7万円以上	1.4万円以上	1.5万円以上

第100表 常用労働者、臨時及び日雇

第100表 常用労働者、臨時及び日雇

年 月	調 査 産 業 総 数		
	常 用 勞 働 者 (A)	臨時及び日雇労働者 (B)	B/A %
昭和27年 平均	円 527 (100.0)	円 325 (100.0)	61.7
28年 平均	606 (115.0)	346 (106.5)	57.1
29年 平均	649 (123.1)	367 (112.9)	56.5
昭和27年			
1～3月平均	520 (98.7)	319 (98.2)	61.2
4～6月平均	524 (99.4)	328 (100.9)	62.6
7～9月平均	527 (100.0)	324 (99.7)	61.5
10～12月平均	544 (103.2)	323 (99.4)	59.4
昭和28年			
1～3月平均	604 (114.6)	331 (101.8)	50.8
4～6月平均	593 (112.5)	345 (106.2)	58.2
7～9月平均	598 (113.5)	349 (107.4)	58.4
10～12月平均	626 (118.8)	359 (110.5)	57.3
昭和29年			
1～3月平均	655 (124.3)	365 (112.3)	55.7
4～6月平均	646 (122.6)	375 (115.4)	58.0
7～9月平均	637 (120.9)	364 (112.0)	57.1
10～12月平均	657 (124.7)	364 (112.0)	55.4

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」

農業労働賃金 農林省「農村物価賃銀調査」

(注) 調査産業総数及び製造業の常用労働者の賃金は「月間きまつて支給する

労働者一日当たり給与の推移

製 造 業			農 業 勞 働 賃 金 (日 雇)	
常用労働者 (C)	臨時及び日 雇労働者 (D)	D/C	男	女
円	円	%	円	円
500	318	63.6	230 (100.0)	182 (100.0)
563	329	58.4	257 (111.7)	204 (112.1)
602	344	57.1	286 (124.3)	229 (125.8)
489	319	65.2	207 (90.0)	156 (85.7)
492	312	63.4	233 (101.3)	183 (100.5)
498	312	62.7	237 (103.0)	193 (106.0)
523	327	62.5	244 (106.1)	195 (107.1)
560	325	58.0	233 (101.3)	178 (97.8)
549	321	58.5	258 (112.2)	204 (112.1)
558	324	58.1	263 (114.3)	214 (117.6)
583	344	63.9	276 (120.0)	221 (121.4)
614	349	56.8	260 (113.0)	201 (110.4)
600	348	58.0	292 (127.0)	234 (128.6)
591	340	57.5	293 (127.4)	237 (130.2)
603	339	56.2	300 (130.4)	242 (133.0)

給与」を平均出勤日数で除したものである。

五七 このような変化をさらに昭和二八年九月における事業所平均賃金の階級別にみると,およそ全事業所の約二割にあたる最低の平均賃金を示す事業所の賃金増加率がもつとも高率を示し,調査産業総数で一%,製造業で一二%増加したのに対し,賃金階級として最高に属する二割の事業所ではほとんど伸びず,それぞれ二%,〇・五%の増加にすぎない。その中間の階級では右の中間の増加率であり,とくに製造業では事業所の賃金の高くなるにつれて賃金増加率が小さくなる傾向が明らかである。これはほとんどすべての産業であらわれた特徴である(第九九表参照)。

五八 このような傾向はすでに二七年九月から二八年九月までの変化のうちにも看取されたのであつたが,本年においてはさらに明瞭にこの傾向が強化されたことを示している。すなわち産業別分析の項に記述されたように,比較的賃金水準の低い産業での賃金増加が高いことと,賃金の高い事業所ではこれに含まれない臨時給与によつて賃金増加が行われる傾向があつたことによつて,賃金の低い事業所の「きまつて支給する給与」が全体として高い方へ平衡化してゆく傾向があることを示すものであろう(もつとも規模別賃金の変化の項に述べたように一部小事業所が労働者の減少により毎月勤労統計調査の調査対象外になつたことも考慮する要はある)。

五九 なお製造業の事業所規模別賃金変動率はこの期間に五〇〇人以上六・三%,一〇〇八～四九九人五・一%,三〇八～九九人六・七%のそれぞれ増加となつている。

第二部 各論

三 賃金

(四) 賃金制度の変化

(1) 給与種類別支給事業所の割合

六〇 複雑な賃金形態を年間における制度的な変化として数量的に把握することは甚だ困難であるが、「きまつて支給する給与」を構成する給与種類とその金額について調査されている「給与構成調査」(注)によつてその結果をあとづけると、概要つぎのとおりである。

家族給、学歴給、住宅給、地域給等を採用している事業所が減少し、能力給、役付給、特殊作業給、能率給等を採用している事業所が増加している。これは最近数年ひきつづく傾向であつて、いわゆる労働の質・量に応ずる賃金配分形態への転化が行われていることを物語るものである(第一〇一表参照)。

(注)給与構成調査は、1)標本抽出により行われる調査で調査対象となる事業所為は毎年異なること、2)調査が年一回一カ月分について行われ、かつ調査月が一定していないこと、3)全労働者一人平均の給与構成で、特定給与を受ける者についての平均額でないこと、などにつき注意を要する。

第101表 各種給与支給事業所の総事業所に対する割合

第101表 各種給与支給事業所の総事業所に対する割合
(単位 %)

給与の種類	産業総数					製造業				
	25年 10月	26年 10月	27年 8月	28年 9月	29年 9月	25年 10月	26年 10月	27年 8月	28年 9月	29年 9月
総事業所数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基本給										
年令給	15.8	14.0	11.0	8.9	9.3	15.2	11.6	8.4	7.0	7.6
学歴給	1.8	3.6	2.4	2.0	1.0	2.2	3.1	1.3	1.4	1.1
勤続及び経験給	22.8	22.7	18.5	18.9	18.6	23.0	19.7	14.8	16.2	16.6
能力給	7.3	13.7	8.2	8.8	9.0	4.9	10.4	6.4	8.4	7.3
役付給	36.7	51.8	49.1	53.4	54.1	40.9	46.2	47.0	50.1	48.7
職務給	※	※	※	9.4	6.0	※	※	※	7.2	3.7
特殊作業給	48.0	48.1	43.3	40.8	43.1	38.0	40.4	33.2	33.6	35.3
一定額給	17.6	17.0	16.5	16.6	25.0	21.8	18.7	17.7	17.1	24.8
総合決定給	90.4	92.6	92.4	95.6	97.0	91.7	93.8	95.0	96.4	98.3
奨励給										
精進勤給	31.6	40.2	37.0	39.7	38.9	48.0	53.3	52.5	54.2	53.1
能率給	35.3	39.8	39.2	41.4	41.8	39.2	39.9	40.8	42.8	43.4
生活補助給										
家族給	84.6	83.3	78.7	76.9	76.1	79.1	80.5	74.8	72.9	70.5
単身者世帯主別給	7.5	6.9	6.1	7.2	7.7	9.0	6.2	6.1	7.4	6.5
通勤給	19.3	23.3	26.0	28.1	34.5	25.1	26.0	27.5	31.4	35.3
住宅給	7.9	8.8	8.5	7.8	7.0	9.2	9.3	7.9	7.3	6.3
地域給	28.6	20.4	16.5	13.7	13.5	10.2	9.9	8.5	6.6	6.4
税、保険料事業主負担給	4.3	7.4	6.6	7.0	6.9	3.8	6.2	4.5	5.9	5.7
その他生活補助給	7.2	11.7	6.5	9.7	9.7	7.3	10.9	6.2	9.7	10.2

資料出所 労働省「給与構成調査」

(注) 1) 25年、26年、27年は、職務給の分類はなく、特殊作業給に含まれている。

2) 一定額給については29年度に分類基準の適用を若干変更した。

3) ※は区分して集計されていないことを示す。

六一 これらの給与の支給を受ける労働者の割合が変化しているのも事業所の割合とほぼ同じ傾向である。能力給、能率給、特殊作業給を受ける労働者の割合は減少している。これはむしろ各企業内におけるこれらの給与受給者の範囲を限定してそれらの給与のもつ本来的性格を明らかならしめる方策が行われたことにもよると思われる。

六二 なお事業所規模別の変化を製造業についてみると、年令給のある事業所の減少、役付給のある事業所の増加はとくに大規模(五〇〇人以上)で顕著であり、学歴給の減少、能率給の増加は小規模(三〇人～九九人)で明確にあらわれている(第一〇二表参照)。

第102表 規模別の各種給与支給事業所の割合 (製造業)

第102表 規模別の各種給与

給与の種類	規模 500人以上					25年10月
	25年10月	26年10月	27年8月	28年9月	29年9月	
総事業所数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基本給						
年令給	33.7	23.9	23.6	20.3	17.0	23.9
学歴給	2.5	3.4	1.8	1.5	1.4	3.6
勤続及び経験給	40.5	35.0	33.4	26.4	30.2	33.8
能力給	5.2	12.0	11.9	15.6	8.7	7.6
役付給	50.7	56.6	65.0	56.3	63.7	48.5
職務給	※	※	※	28.4	25.9	※
特殊作業給	82.7	87.3	81.8	83.1	86.1	52.5
一定額給	21.8	17.7	16.8	16.1	26.8	24.6
総合決定給	92.7	92.5	91.9	93.0	95.5	90.5
奨励給						
精皆勤給	15.8	19.9	26.0	21.7	23.4	43.1
能率給	65.3	63.7	55.0	58.7	60.2	48.3
生活補助給						
家族給	93.6	94.6	97.1	98.0	98.2	89.6
単身者世帯主別給	12.4	9.7	5.7	6.1	4.9	9.4
通勤給	33.1	40.6	40.9	39.7	50.3	30.6
住宅給	19.1	24.9	20.8	22.9	23.7	12.1
地域給	36.8	34.5	34.2	30.0	24.9	16.2
税、保険料事業主負担給	5.5	8.1	10.0	8.6	9.6	6.2
その他の生活補助給	21.5	25.6	9.8	17.9	17.9	10.3

資料出所 労働省「給与構成調査」

(注) 規模は事業所における常用労働者数による区分である。

※は区分して集計されていないことを示す。

支給事業所の割合（製造業）

規模 100 人 ～ 499 人				規模 30 人 ～ 99 人				
26年10月	27年 8 月	28年 9 月	29年 9 月	25年10月	26年10月	27年 8 月	28年 9 月	29年 9 月
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15.9	13.9	12.8	14.6	11.3	9.4	5.6	4.1	4.3
5.2	3.5	2.6	2.4	1.7	2.3	0.6	1.0	0.6
30.3	21.3	23.5	21.6	18.5	15.1	11.4	13.0	13.6
15.5	11.4	11.4	9.6	4.0	8.5	4.4	6.9	6.4
53.9	61.2	59.6	62.4	37.8	42.8	41.1	46.4	42.3
※	※	12.8	6.5	※	※	※	3.7	1.0
54.1	48.0	50.8	51.1	30.6	32.7	25.0	24.2	25.5
20.5	21.1	19.0	28.9	20.9	18.2	16.6	16.5	23.1
91.4	92.7	94.5	97.1	92.0	94.7	95.9	97.4	98.8
48.5	53.3	50.7	46.7	51.6	57.1	54.1	57.6	57.6
46.6	47.3	47.7	48.0	34.7	36.1	37.7	40.0	40.3
88.9	84.3	88.6	94.3	74.8	76.6	70.2	65.7	63.1
4.8	7.6	10.5	8.1	8.7	6.4	5.6	6.5	6.0
32.0	31.0	35.9	38.8	22.9	23.0	25.5	29.2	32.7
10.6	13.2	13.0	11.8	7.7	7.8	5.2	4.3	2.9
14.3	10.5	9.9	12.5	6.7	6.9	6.1	3.9	2.7
6.3	5.4	5.5	6.6	2.9	6.1	3.8	5.8	5.0
15.4	7.9	14.6	11.5	5.5	8.4	5.5	7.4	9.3

第二部 各論

三 賃金

(四) 賃金制度の変化

(2) 一人当り給与構成比率

六三 つぎに一人あたり「きまつて支給する給与」の種類別構成比率においては基本給の割合の増加,生活補助給の減少という大きな傾向は各産業を通じてひきつづきみられるが,本年は多くの産業で能率給比率の減少がみられた(第一〇三表参照)。

これはとくに製造業部門にあらわれたものであるが,その原因としては右に述べた支給範囲の狭少化とならんで,緊縮政策の影響による能率給的給与の低下があらわれたことがあげられる。第一次金属製造業のように能率給が生産奨励給制(企業または事業所の全体の業績によつて算定される給与)をとつていることが多い場合には生産減による能率給減少がとくに顕著である。超過勤務給の割合がやや低下したことも,同様生産活動の停滞によるものであろう。

このような傾向は,さらに製造業の労務者・職員別には職員層において基本給増,奨励給減がより明確にあらわれており(第一〇四表参照),また大規模事業所ほど基本給部分の増大,奨励給部分の縮小が明瞭である(第一〇五表参照)。

六四 以上大観して,給与形態としてはいわゆる賃金の合理化が進行してはいるが,緊縮政策の影響もあつて能率給・超過勤務給の減少等があつたため,個々の産業,労務者,職員,男女等の間の格差にこの面から変化を生じさせた。

第103表産業別の給与構成

第103表 産業別の給与構成

産業及び年月	計	基本給	奨励給			生活補助給			超過勤務給	その他
			計	精勤皆給	能率給	計	家族給	地域給		
総数	円									
24年 11月	100.0(7,296)	69.2	13.7	1.4	12.3	17.1	9.8	5.1	9.2	1.2
25年 10月	100.0(8,177)	66.8	17.3	※	※	15.9	※	※	11.7	1.2
26年 10月	100.0(10,119)	70.2	17.8	※	※	12.0	※	※	11.9	1.8
27年 8月	100.0(11,267)	73.3	15.9	※	※	10.8	1.3	※	12.2	1.5
28年 9月	100.0(12,663)	74.2	16.4	1.5	14.9	9.4	5.9	1.9	13.0	1.5
29年 9月	100.0(13,410)	76.0	14.9	1.2	13.7	9.2	5.8	1.9	11.5	1.6
飲業										
24年 11月	100.0(6,940)	59.9	25.4	0.4	25.0	14.7	10.9	2.6	12.7	3.3
25年 10月	100.0(8,494)	48.3	38.1	※	※	13.6	※	※	13.5	3.4
26年 10月	100.0(10,465)	56.9	31.0	※	※	12.1	※	※	13.5	3.2
27年 8月	100.0(11,633)	60.3	28.7	※	※	11.0	7.2	※	16.6	3.9
28年 9月	100.0(12,712)	60.4	30.7	2.1	28.6	8.9	7.0	1.4	12.9	3.6
29年 9月	100.0(13,917)	58.4	31.9	1.3	30.6	9.7	7.0	2.4	13.3	3.8
製造業										
24年 11月	100.0(6,896)	70.0	16.5	2.0	14.5	13.5	8.2	2.8	8.8	1.3
25年 10月	100.0(7,942)	67.6	20.4	※	※	12.0	※	※	12.2	1.1
26年 10月	100.0(9,486)	71.3	18.7	※	※	10.0	※	※	11.8	1.9
27年 8月	100.0(10,501)	73.8	17.3	※	※	8.9	5.6	※	12.1	1.4
28年 9月	100.0(11,925)	74.7	17.2	1.8	15.4	8.1	5.3	1.0	14.3	1.6
29年 9月	100.0(12,454)	76.9	15.3	1.5	13.8	7.8	5.2	1.2	11.6	1.7
卸売及び小売業										
24年 11月	100.0(8,574)	78.8	4.5	1.9	2.6	16.7	8.9	3.5	6.7	0.1
25年 10月	100.0(9,153)	82.4	3.6	※	※	14.0	※	※	7.6	0.1
26年 10月	100.0(11,819)	83.3	4.5	※	※	12.2	※	※	6.1	0.4
27年 8月	100.0(12,972)	85.1	5.0	※	※	9.9	3.9	※	5.6	0.1
28年 9月	100.0(14,299)	86.1	4.9	1.3	3.6	9.0	4.3	2.6	6.5	0.3
29年 9月	100.0(14,792)	86.5	5.3	1.3	4.0	8.1	3.7	1.8	6.1	0.3
金融及び保険業										
24年 11月	100.0(10,480)	73.2	2.8	2.1	0.7	24.0	7.4	11.2	5.0	0.1
25年 10月	100.0(10,777)	71.5	3.0	※	※	25.5	※	※	7.1	0.1
26年 10月	100.0(14,122)	73.0	5.9	※	※	21.1	※	※	7.2	—
27年 8月	100.0(15,653)	79.8	2.1	※	※	18.1	6.6	※	6.7	0.0
28年 9月	100.0(17,413)	83.2	3.7	0.9	2.8	13.1	6.1	3.0	7.3	0.1
29年 9月	100.0(17,940)	84.6	3.5	0.1	3.3	12.0	6.0	2.0	6.5	0.1
運輸通信及びその他の公益事業										
24年 11月	100.0(7,661)	69.9	6.0	0.2	5.8	24.1	13.0	10.2	9.5	0.5
25年 10月	100.0(8,077)	70.5	6.0	※	※	23.5	※	※	11.5	0.6
26年 10月	100.0(10,441)	69.3	11.6	※	※	19.1	※	※	15.5	1.5
27年 8月	100.0(11,950)	73.5	11.4	※	※	15.1	9.3	※	14.5	1.1
28年 9月	100.0(13,679)	72.6	13.6	0.4	13.2	13.8	8.4	4.7	13.4	0.9
29年 9月	100.0(15,156)	75.1	11.3	0.4	10.9	13.6	8.4	4.1	14.9	1.1

資料出所 労働省「給与構成調査」

- (注) 1) 計は基本給、奨励給、生活補助給の計である。
 2) ※印は集計されていないことを示し、—印は該当の給与がないことを示す。
 3) その他とは臨時作業給、不就業給、その他の給与のことである。

第104表 労職別の各種給与の変動率

第104表 労職別の各種給与の変動率

(製造業)

(単位%)

労 職 及 び 年 月		計	基 本 給	奨 励 給	生活補助給
労 務 者	27年8月／26年10月	+ 9.7	+ 13.4	+ 3.3	- 2.0
	28年9月／27年 8月	+ 15.4	+ 17.0	+ 13.4	+ 7.4
	29年9月／28年 9月	+ 2.7	+ 5.8	- 6.5	- 2.0
職 員	27年8月／26年10月	+ 10.8	+ 14.1	- 1.4	- 0.7
	28年9月／27年 8月	+ 10.1	+ 11.8	+ 11.0	- 5.2
	29年9月／28年 9月	+ 7.9	+ 10.3	- 12.0	+ 7.6

第105表各種給与額の規模別の変動率

第105表 各種給与額の規模別の変動率

(製造業、労職計)

(単位 %)

規 模 及 び 年 月		計	基 本 給	奨 励 給	生活補助給
500人以上	27年8月／26年10月	+ 12.2	+ 16.0	+ 2.9	+ 9.0
	28年9月／27年 8月	+ 11.6	+ 15.7	+ 5.3	- 1.8
	29年9月／28年 9月	+ 5.2	+ 8.7	- 8.3	+ 7.2
100人 } 499人	27年8月／26年10月	+ 10.9	+ 15.7	+ 1.2	- 10.1
	28年9月／27年 8月	+ 15.4	+ 14.1	+ 23.7	+ 13.6
	29年9月／28年 9月	+ 2.8	+ 6.6	- 12.5	- 5.4
30人 } 99人	27年8月／26年10月	+ 5.2	+ 9.3	- 4.7	- 20.8
	28年9月／27年 8月	+ 15.7	+ 14.3	+ 32.7	+ 1.1
	29年9月／28年 9月	+ 5.0	+ 6.2	+ 4.3	- 12.5

第106表 調査産業総数の「きまつて支給する給与」に対する「特別に支払われた給与」の比率

第106表 調査産業総数の「きまつて支給する給与」に対する「特別に支払われた給与」の比率 (単位%)

年	月	昭和23年	昭和25年	昭和27年	昭和28年	昭和29年
年 平 均		15.6	10.2	15.5	16.6	16.2
1 月		19.5	19.1	15.3	15.8	8.2
2 月		14.3	4.7	4.7	3.0	2.0
3 月		18.6	4.9	5.7	6.0	8.5
4 月		19.5	6.5	5.3	3.9	3.3
5 月		14.6	2.7	3.1	2.9	2.7
6 月		18.2	6.9	22.0	21.2	31.0
7 月		16.0	8.7	26.7	26.6	27.0
8 月		13.3	7.3	12.0	16.2	14.2
9 月		10.1	6.8	6.1	8.0	4.9
10 月		9.9	7.3	3.5	3.8	3.9
11 月		8.6	6.3	3.2	3.1	2.9
12 月		27.6	38.8	74.7	84.0	84.0

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」

(注) 年平均は年間平均の給与についての比率であつて、各月比率の平均ではない。

第107表 調査産業総数及び製造業の夏季及び年末特別給与支給状況

第107表 調査産業総数及び製造業の夏季及び年末特別給与支給状況

年	月	調 査 産 業 総 数			製 造 業		
		支給労働者1人あたり	支給事業所比率	支給をうけた労働者の比率	支給労働者1人あたり	支給事業所比率	支給をうけた労働者の比率
昭和26年	6.7月	円 6,028	% 31.8	% 49.0	円 6,133	% 28.8	% 50.0
	12月	9,467	62.8	65.1	9,105	48.8	58.8
昭和27年	6.7月	8,479	49.3	65.8	9,019	32.4	61.6
	12月	11,780	69.7	69.8	10,377	60.8	74.6
昭和28年	6.7.8月	10,518	65.9	80.2	10,266	58.3	65.0
	12月	15,683	80.5	89.7	14,293	73.8	87.5
昭和29年	6.7.8月	12,735	64.9	79.7	12,433	54.3	76.0
	12月	15,980	81.1	89.6	13,760	74.5	87.8

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」(特別集計)

(注) 1) 「支給労働者1人あたり」とは、特別給与を支給した事業所における労働者1人あたりの額である。

2) 「支給をうけた労働者の比率」とは、支給事業所の全労働者の支給しない事業所を含む全労働者数に対する比率である。

第二部 各論

三 賃金

(四) 賃金制度の変化

(3) 臨時給与

六五 「特別に支払われた給与」の増加率が「きまつて支給する給与」よりも低率であつたことは、最近数年間にみられなかつた特徴である。

戦後においては労務者をも含めて毎月の定期的給与のほか、賞与、期末手当、一時金、給与引上げに伴う、さかのぼつての追給額等の形でかなり大巾な臨時給与が支払われ、それもインフレ期においては賃金追加払と生活補給金がほとんど毎月支払われていたが(二二年～二三年)、経済の正常化に伴つてその形が一時激減し(二五年)、その後さらに年央、年末に賞与的性格を濃化して集中的に支払われる傾向に転じてきた(二七年以降)。そして二九年においては依然として夏季、年末以外の各月の「特別に支払われた給与」の減少はつづいてはいるが、季節性を深めて金額としてはふえた夏季、年末においてもその増加率は鈍化した。

これを定期的給与に対する臨時的給与の比率としてあらわすとその動きが明瞭である(第一〇六表参照)。

六六 さらにこれを夏季、年末の特別給与を支給した事業所およびその支給をうけた労働者のそれぞれ全事業所および全労働者に対する比率としてみると、二六年以降増加の一途をたどつてきた現象が、二九年にいたつて逆に減少あるいは保合へと一転するにいたつた。また支給した事業所における一人あたり金額も夏季には増加したが、年末ではむしろ前年とほとんど差がないか、あるいは減少している(第一〇七表参照)。

六七 さらに製造業について事業所規模別に夏季、年末の特別給与を支給した事業所および支給された労働者の割合を前年に比べてみると、五〇〇人以上事業所ではその割合が減じ、一〇〇～四九九人ではほぼ保合、三〇～九九人では夏季は減じ年末には増加している。支給された労働者の一人あたり金額は、五〇〇人以上の事業所では増加しているが、それ以下では減少している。大規模事業所ではむしろ賃金引上げの代替としての臨時給与の色彩が濃く、五〇〇人以下の事業所では恒例的支給にとどまつて金額は減少したものとみられる。

六八 従来、夏季、年末の臨時給与は、支給事業所と支給される労働者の割合も、一人当たり金額とともに漸増してきたのであるが、二九年には反転の兆がみられた。ここに、近年の夏季、年末の臨時手当が、生活補給的な要素よりは利潤分配的機能をうちに含む給与調整ないし報償的要素を加味してきたたのであつたが、二九年においては、さらに賃金引上げ要求の代替としての臨時給与的性格が一段と加わつたとみられる。

六九 なお、製造業においては、臨時給与の季節性の明確化に伴つて労務者と職員の差が漸次拡大してきたが、これも二九年年間の製造業の平均臨時給与でみると、職員層と労務者層の格差は変化がない(第一〇八表参照)。臨時的給与の伸張の鈍化と、とくに大規模事業所における賃金改訂の代替としての臨時給与の性格の両面から、職員、労務者間の格差が保合つたものとみられる。

第108表 製造業労職別特別給与の推移

第108表 製造業労働別特別給与の推移

年	月	管理、事務及び技術労働者			生産労働者		
		きまつて支給 する給与 (A)	特別に 支払わ れた給与 (B)	$\frac{B}{A}$	きまつて支給 する給与 (C)	特別に 支払わ れた給与 (D)	$\frac{D}{C}$
昭和 22 年	平均	円 2,024	円 319	% 15.8	円 1,444	円 184	% 12.7
	23 年 平均	5,635	761	13.5	4,036	512	16.7
	24 年 平均	10,172	690	6.8	7,452	449	6.0
	27 年 平均	16,234	2,951	18.2	10,674	1,305	12.2
	28 年 平均	18,354	3,596	19.6	11,981	1,531	12.8
	29 年 平均	19,735	3,666	18.6	12,761	1,574	12.3
昭和 28 年							
	1～6 月 平均	17,863	1,770	9.9	11,618	683	5.9
	7～12 月 平均	18,844	5,422	28.8	12,193	2,379	19.5
昭和 29 年							
	1～6 月 平均	19,666	1,906	9.7	12,743	703	5.5
	7～12 月 平均	19,805	5,426	27.4	12,779	2,446	19.1

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」

七〇 夏季、年末の臨時給与は前記のように労働者総平均額としては定期給与の六～八割程度支払われているが、これを事業所において「きまつて支給する給与」の何カ月分が払われているかという点からみた事業所の分布を算出すると、つぎのとおりである。

夏季年末

調査産 製造業 調査産 製造業

業総数 業総数

% % % %

〇・二五月未満 八・八一・六七・五一〇・五

〇・二五月以上〇・五月未満 一三・八一六・八一三・四一九・四

〇・五月以上〇・七五月未満 二一・九一一・七一四・八一七・〇

〇・七五月以上一月未満 九・七六・四一二・四一二・八

一月以上一・五月未満 六・五六・二二五・八一〇・〇

一・五月以北二月未満 二・六一・七四・九三・五

二・五月以上二・五月未満 〇・九〇・六一・四〇・八

二・五月以上一・九月未満 〇・四〇・三〇・六〇・四

三月以上 〇・二〇・一〇・三〇・二

支給しない事業所 三五・一四五・七一八・九一一五・四

計 一〇〇・〇—〇〇・〇—〇〇・〇—〇〇・〇

すなわち、夏季では支給事業所の大部分が〇・七五月未満、年末では同じく一ヵ月未満である。そして支給した事業所の平均支給率は、夏季では調査産業総数〇・六九月分、製造業〇・五九月分(支給しない事業所を含めた全平均はそれぞれ〇・四五月分および〇・三二月分)であり、また年末は調査産業総数〇・八九月分、製造業〇・七〇月分である(第一〇九表参照)。

第109表 昭和29年夏季及び年末特別給与の事業所別平均支給率

第 109 表 昭和29年夏季及び年末特別給与の事業所別平均支給率

区 分	調 査 産 業 総 額				製 造 業			
	夏 季		年 末		夏 季		年 末	
	全事業 所平均	支 給 事業所 平均	全事業 所平均	支 給 事業所 平均	全事業 所平均	支 給 事業所 平均	全事業 所平均	支 給 事業所 平均
事業所平均賃金 最低位のもの	月分 0.20	月分 0.45	月分 0.40	月分 0.61	月分 0.19	月分 0.43	月分 0.38	月分 0.56
// 低位 //	0.27	0.54	0.52	0.71	0.23	0.48	0.42	0.62
// 中位 //	0.44	0.66	0.78	0.92	0.24	0.48	0.47	0.65
// 高位 //	0.59	0.73	0.95	1.07	0.34	0.58	0.56	0.70
// 最高位 //	0.72	0.90	0.98	1.06	0.63	0.86	0.77	0.92
計	0.45	0.69	0.72	0.89	0.32	0.59	0.52	0.70

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」(特別集計)

- (注) 1) 事業所平均賃金の階級区分は支給月における該事業所の1人平均「きまつて支給する給与」により、その低位の事業所から高位の事業所へ5分の1づつをくくつて平均したものである。
- 2) 夏季は6～8月支給「特別に支払われた給与」、年末は12月、1月支給「特別に支払われた給与」により算出した。

七一つぎに、これらの平均支給率を事業所平均賃金階級(「きまつて支給する給与」による)でみると、一般に賃金の低い事業所ほど支給しない事業所の割合が高く、また支給率も低い。

すなわち、調査産業総数で事業所平均賃金八、五〇〇円未満という低位から二割以内にある事業所では夏季手当支給事業所の平均支給率は〇・四五月分であるが、高位二割にある一七、八〇〇円以上の事業所の平均支給率は〇・九〇月分である。

年末においてもその傾向は同様である。これは前記のように二九年の臨時給与では、高い賃金水準にあつた事業所における賃金引上げの代替としての臨時給与という要素もあつて、定期給与の高額のところで特別給与がとくに多く支給された結果である。